

生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会

第4回会合

平成 18 年 12 月 4 日(月)

14:00 ~ 17:00

会場: 虎ノ門パストラル ロゼ

議事次第

- 1 国立公園等保護地域と生態系ネットワークの形成
- 2 地球規模の生物多様性と日本

資料一覧

議題 1 関係 別紙「国立公園等保護地域と生態系ネットワークの形成 資料一覧」のとおり

議題 2 関係 別紙「地球規模の生物多様性と日本 資料一覧」のとおり

ゲストスピーカー資料

「国土の生態系ネットワーク形成に向けて」

「ウミガメ類の保全と日本の立場」

参考資料 生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会第3回会合発言概要

第4回生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会 出席者名簿

1. 委員名簿

石坂 匡身	(社)日本損害保険協会副会長(座長)
岩槻 邦男	東京大学名誉教授
小野寺 浩	(財)休暇村協会常務理事
中道 宏	(財)日本水土総合研究所顧問
林 良博	東京大学教授
鷺谷いづみ	東京大学教授

2. ゲストスピーカー

(1) 国立公園等保護地域と生態系ネットワークの形成

武内 和彦	東京大学教授
-------	--------

(2) 地球規模の生物多様性と日本

亀崎 直樹	日本ウミガメ協議会会長
-------	-------------

(敬称略)

議題1 国立公園等保護地域と生態系ネットワーク

資料一覧

資料 1-1 自然環境保全にかかる地域指定制度の概要

資料 1-2 各種計画等に位置付けられた「生態系ネットワーク」

資料 1-3 自然公園法の概要

資料 1-4 新・生物多様性国家戦略策定以降の自然公園行政の動き

資料 1-5 公園指定における風景評価の変化・多様化

資料 1-6 保護地域と生物多様性の保全

資料 1-7 地域との協働による国立公園管理

資料 1-8 課題と方向性

自然環境保全にかかる地域指定制度の概要(環境省)

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

	自然環境保全地域等	自然公園	生息地等保護区	鳥獣保護区
〔根拠法〕	自然環境保全法	自然公園法 ^{注1)}	種の保存法 ^{注2)}	鳥獣保護法 ^{注3)}
〔設定目的〕	自然環境を保全することが特に必要な区域の保全	優れた自然の風景地の保護と利用の増進	国内希少野生動植物種の生息地等の保護による種の保存	鳥獣の保護のために重要と認める区域の保護による鳥獣の保護
〔行為制限の概要〕	【原生自然環境保全地域】: 工作物設置、土地改変、埋立、木竹伐採・損傷、動植物の捕獲・採取等の許可制 【自然環境保全地域】 特別地区: 工作物設置、土地改変、埋立、木竹伐採等の許可制 野生動植物保護地区: (上に加えて) 野生動植物の捕獲・採取等の許可制 海中特別地区: 工作物設置、埋立、指定動植物の捕獲・採取等の許可制 普通地区: 各種行為の届出制	特別地域: 工作物設置、土地改変、埋立、木竹伐採、指定動植物の捕獲・採取等の許可制 特別保護地区: (上に加えて) 木竹損傷・植栽、動植物の捕獲・採取等の許可制 利用調整地区: 立入りの認定制 海中公園地区: 工作物設置、埋立、指定動植物の捕獲・採取等の許可制 普通地域: 各種行為の届出制	管理地区: 工作物設置、土地改変、埋立、木竹伐採、指定動植物の捕獲・採取(指定区域内では全ての野生動植物の捕獲・採取等)等の許可制 立入制限地区: 定められた期間の立入の制限 監視地区: 各種行為の届出制	鳥獣保護区: 鳥獣(狩猟鳥獣含む)の捕獲等の許可制 特別保護地区: 工作物設置、埋立、木竹伐採の許可制 特別保護指定区域: (上に加えて) 動植物の捕獲・採取等、犬等の動物の移入等の許可制
〔指定の状況〕	原生自然環境保全地域 5地域 5,631ha 自然環境保全地域 10地域 21,593ha ・特別地区 17,266ha ・うち野生動植物保護地区 14,868ha ・海中特別地区 128ha 都道府県自然環境保全地域 536地域 76,341ha ・特別地区 25,289ha ・うち野生動植物保護地区 2,685ha	国立公園 28公園 2,065,156ha ・特別地域 1,198,000ha ・うち特別保護地区 273,988ha ・海中公園地区 1,401ha 国定公園 55公園 1,344,500ha ・特別地域 1,184,691ha ・うち特別保護地区 66,441ha ・海中公園地区 1,385ha 都道府県立自然公園 309公園 1,959,143ha ・特別地域 708,810ha	生息地等保護区 8種9地区 885ha ・管理地区 381ha ・うち立入制限地区 39ha	国指定鳥獣保護区 66箇所 538,150ha ・うち特別保護地区 42箇所 120,580ha 都道府県指定鳥獣保護区 3,846箇所 3,142,035ha ・うち特別保護地区 574箇所 148,844ha
	合計: 103,565ha (国土面積の 0.3%)	合計: 5,368,799ha (国土面積の 14.2%)	合計: 885ha (国土面積の 0.0%)	合計: 3,680,185ha (国土面積の 9.6%)

資料: 環境省ホームページなどから作成

注1) 国立公園法(昭和 6 年制定)を廃止して、昭和 32 年に制定された。なお、各地域指定制度の導入時期は、国立公園が昭和 6 年、国定公園が昭和 24 年、都道府県立公園が昭和 32 年である。注2) 正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」。

注3) 正式名称は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」。大正 7 年制定の旧鳥獣保護法が、平成 14 年に全部改正されたもの。なお、鳥獣保護区制度の導入時期は昭和 24 年である。注4) 自然公園の面積(海中公園地区以外)は海域の指定を含まない数値である。

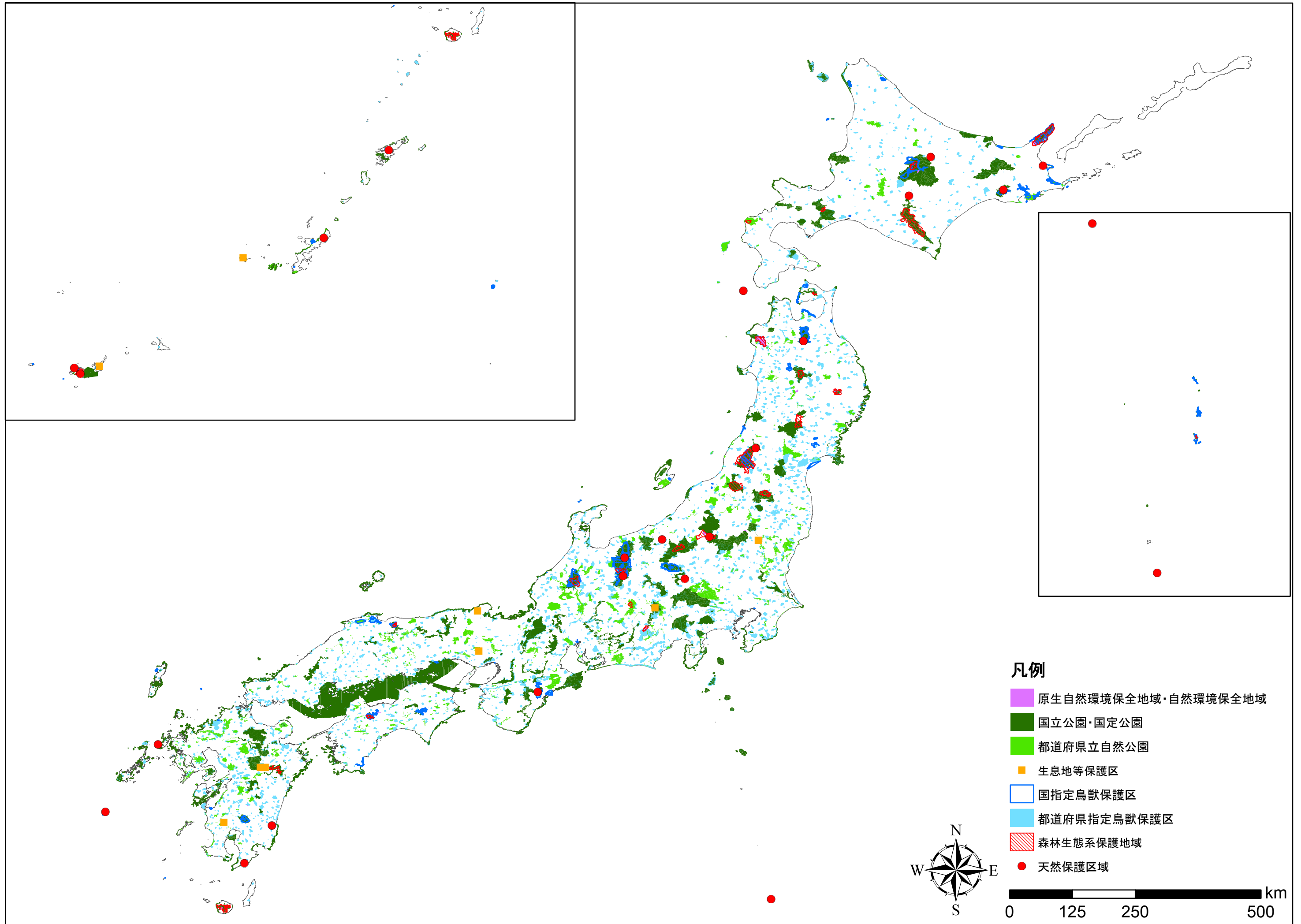
自然環境保全にかかる地域指定制度の概要(関係各省)

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

	保安林 (林野庁)	保護林 (林野庁)	緑地保全地域等 (国土交通省)	名勝・天然記念物等 (文化庁)
〔根拠法等〕	森林法 ^{注1)}	国有林野管理経営規程	都市緑地法 ^{注2)} 等	文化財保護法
〔設定目的〕	水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の目的を達成するため必要な森林の保全	原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資する	無秩序な市街化防止、地域住民の健全な生活環境の確保等の観点から必要な緑地の保全	名勝・天然記念物：芸術上又は観賞上価値の高い名勝地や学術上価値の高い動物、植物及び地質鉱物のうち特に重要なものの保存 重要文化的景観：文化的景観のうち特に重要なものの保存
〔行為制限等の概要〕	・立木伐採・損傷、立竹伐採、家畜の放牧、下草等の採取、土地改変等の許可制 ・指定施業要件の範囲内等での択伐・間伐の届出制 ・指定施業要件による伐採跡地への植栽義務	【森林生態系保護地域】 保存地区：原則として人手を加えずに自然の遷移にゆだねる 保全利用地区：原則として木材生産を目的とする森林施業は行わない 【その他】 森林生物遺伝資源保存林等の各区分ごとに定められた保護・管理	特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区含む)：工作物設置、土地改変、木竹伐採、埋立等の許可制 緑地保全地域・近郊緑地保全区域：工作物設置、土地改変、木竹伐採、埋立等の届出制	名勝・天然記念物：現状変更、保存に影響を及ぼす行為の許可制 重要文化的景観：現状変更、保存に影響を及ぼす行為の届出制
〔指定の状況〕	保健保安林 696 千 ha 風致保安林 28 千 ha その他 ・水源かん養保安林 8,775 千 ha ・土砂流出防備保安林 2,481 千 ha ・土砂崩壊防備保安林 57 千 ha ・その他(4～9号保安林) 342 千 ha	森林生態系保護地域 27 箇所 400 千 ha その他 ・森林生物遺伝資源保存林 12 箇所 36 千 ha ・材木遺伝資源保存林 326 箇所 9 千 ha ・植物群落保護林 380 箇所 183 千 ha ・特定動物生息地保護林 36 箇所 21 千 ha ・特定地理等保護林 35 箇所 30 千 ha ・郷土の森 34 箇所 3 千 ha	特別緑地保全地区 340 箇所 2,000ha 近郊緑地特別保全地区 26 箇所 3,456ha 近郊緑地保全区域 25 箇所 96,975ha	国指定名勝 335 件 国指定天然記念物 972 件 ・うち天然保護区域 23 件 重要文化的景観 1 件
	合計:11,654 千 ha (国土面積の 30.8%)	合計:68 万 ha (国土面積の 1.8%)		

資料：林野庁ホームページ、国土交通省ホームページ、文化庁ホームページなどから作成

注1) 森林法(明治 40 年制定)を廃止して、昭和 26 年に制定された。なお、保安林制度は明治 30 年の森林法で創設されたもの。注2) 平成 16 年の改正で従前の都市緑地保全法から名称を変更したもの。



保護地域の位置図

各種計画等に位置付けられた「生態系ネットワーク」

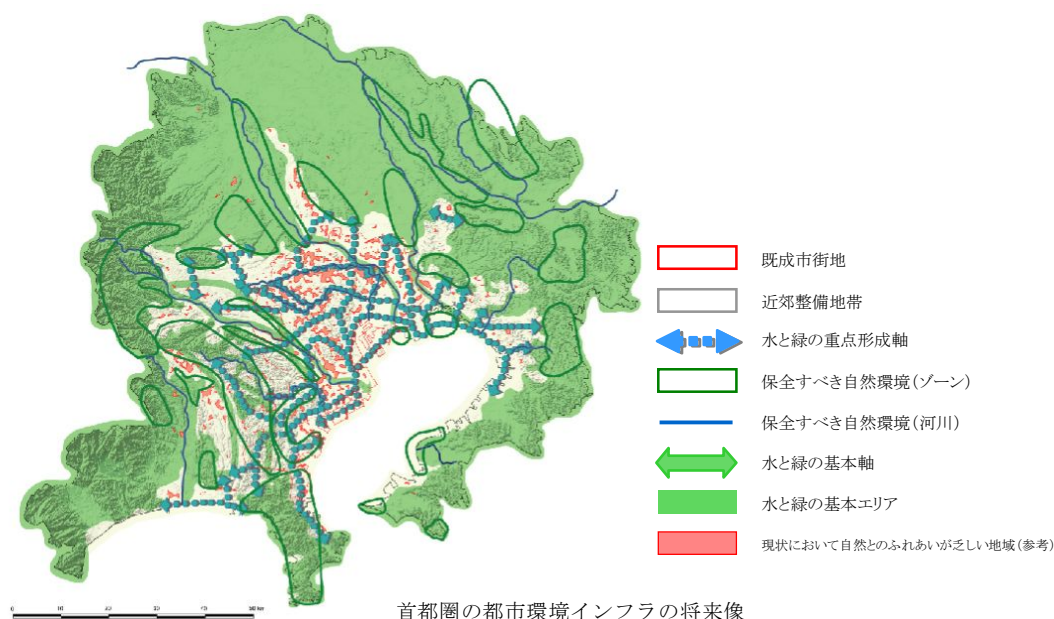
平成14年3月 新・生物多様性国家戦略

「地域固有の生物相の安定した存続、あるいは減少した生物相の回復を図るためには、十分な規模の保護地域を核としながら、それぞれの生物の生態的特性に応じて、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態的ネットワークを形成していくことが必要」

平成16年3月 首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン ～首都圏に水と緑の生き物の環を～（自然環境の総点検等に関する協議会：都市再生プロジェクト（第3次決定）を受けて農林水産省、国土交通省、環境省及び関係都県市により構成）

「現在首都圏に残されている貴重な自然環境の保全はもとより自然環境の再生、創出等による自然環境の連結を含めた首都圏全体の水と緑のネットワークの形成」

< H18. 8には近畿圏で同様に策定 >



平成18年4月 環境基本計画

- ・生息・生育空間の連続性や適切な配置が確保された、国土レベルの生態系ネットワークの形成を推進
- ・国土レベルの生態系ネットワークの形成等にあたっては、特に東アジア等関係の深い地域との関連性も視野に入れる必要

平成18年11月 国土審議会計画部会中間とりまとめ（国土形成計画）

第3 計画のねらいと戦略的取組

（4）美しい国土の管理と継承

① 循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成

- ・人と自然の共生を確保していくためには、原始的な地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、生態系のネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）の形成を通じ自然の保全・再生を図ることが重要
- ・全国レベルでの検討とともに、広域ブロック程度の広がりをもったエコロジカル・ネットワークの検討を進めるべき

○国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）の策定スケジュール

H18.11	計画部会中間とりまとめ
H19 中頃までを目途	全国計画閣議決定
全国計画策定後、1年後	広域地方計画の決定

「計画部会中間とりまとめ」の構成図

第1 時代の潮流と国土政策上の課題

(1) 経済社会情勢の大転換

- ①本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化
- ②グローバル化の進展と東アジアの経済発展
- ③情報通信技術の発達

(2) 国民の価値観の変化・多様化

- ①安全・安心、環境や美しさ、文化に対する国民意識の高まり
(その背景としての自然災害の激甚化、地球環境問題等)
- ②ライフスタイルの多様化、「公」の役割を果たす主体の成長

(3) 国土をめぐる状況

- ①一極一軸型国土構造の現状 (引き続く東京・太平洋ベルトへの集中、新たな成長戦略の必要性)
- ②地域の自立に向けた環境の進展 (東アジア地域との直接交流機会の増大等)、都道府県を越える広域的課題の増加
- ③人口減少等を踏まえた人と国土のあり方の再構築の必要性 (国土のひずみの解消と質の向上、日本ブランドの国土)

第2 新しい国土像

(1) 国土構造構築の方向性

- ・各広域ブロックが、東アジア各地域との競争・連携も視野に入れつつ、地域資源を活かした特色ある地域戦略を描き、東京に過度に依存しない自立的な圏域を形成
- ・これらのブロックが相互に交流・連携することで活力ある国土を形成
- ・国土のひずみの解消・質の向上を図り、安全で美しい国土を再構築
↓
(多様な広域ブロックが自立的に発展する国土)
- ・ブロック内では、成長エンジンとなる都市及び産業を強化、各地域が多様な地域特性を発揮するとともに、生活圏域を形成
↓
- ・このような国土構造の構築により、「国としての厚み」を増し、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展の実現

(2) 広域ブロックの自立促進に向けた支援

- ・広域地方計画による独自の戦略策定のための課題の提示等
- ・官民による地域戦略を支え実現するための支援、知恵と工夫の競争のための環境整備など、国としての支援の枠組みの検討
- ・地理的・自然的・社会的条件による不利性の大きな地域への後押し

第3 計画のねらいと戦略的取組

(グローバル化や人口減少に対応する国土の形成)

(1) シームレスアジアの実現

- ①東アジアネットワーク型の産業構造下における我が国産業の強化
集積を活かした新産業創出 / 科学技術によるイノベーション / ものづくり基盤の強化 等
- ②東アジアの交流・連携の推進
共通の問題解決プラットフォームの構築 / 観光立国の推進 / 人材育成・交流 等
- ③シームレスアジアを支える国土基盤の形成
東アジアにおける日帰りビジネス圏、貨物翌日配達圏、ブロードバンド環境の形成 等

(2) 持続可能な地域の形成

- ①持続可能で暮らしやすい都市圏の形成
集約型都市構造への転換 / 市町村を越えた広域的な対応 等
- ②地域資源を活かした産業の活性化
地域の特色を結集した産業展開 / 大学等を核とした新産業創出 / 地域のブランド力育成 等
- ③美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開
多様な魅力や有形無形の価値の活用 / 農林水産業の競争力強化 等
- ④地域への人の誘致・移動、地域間の交流・連携の促進
二地域居住の促進 / 仲介機能を有する情報プラットフォームの整備 等

(安全で美しい国土の再構築と継承)

(3) 災害に強いしなやかな国土の形成

- ①減災の観点も重視した災害対策の推進
既存施設の改良も含めた耐震性強化 / 災害の予防・応急対策実施に向け事前・事中・事後システム構築 等
- ②災害に強い国土構造へのリノベーション
国土利用の誘導 / 中枢機能の相互補完・代替性の強化 / 交通・情報通信網の余裕性の確保 等

(4) 美しい国土の管理と継承

- ①循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成
循環資源物流システムの構築 / 広域的なエコネットの形成 等
- ②流域圏における国土利用と水循環系の管理
健全な水循環系の構築 / 総合的な土砂管理の推進 等
- ③「国土の国民的経営」に向けた取組への展開
国民一人一人が国土の管理と継承の一翼を担う取組の推進 等
- ④海洋・沿岸域の総合的な利用・保全
政府一体となった取組 / 離島の振興 / 沿岸域圏の管理 等

(5) 「新たな公」による地域づくり(横断的視点)

- ①「新たな公」を基軸とする地域づくりのシステム
中間的な支援組織の育成 / 参加を容易にするための仕組み 等
- ②多様な主体による国土基盤マネジメント
道路、河川、港湾などの身近な国土基盤のマネジメントへの国民の参画 等
- ③多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくり
文化等の地域資源の活用 / 外部の専門的人材等担い手の確保 / 知恵と工夫の競争の環境整備 等

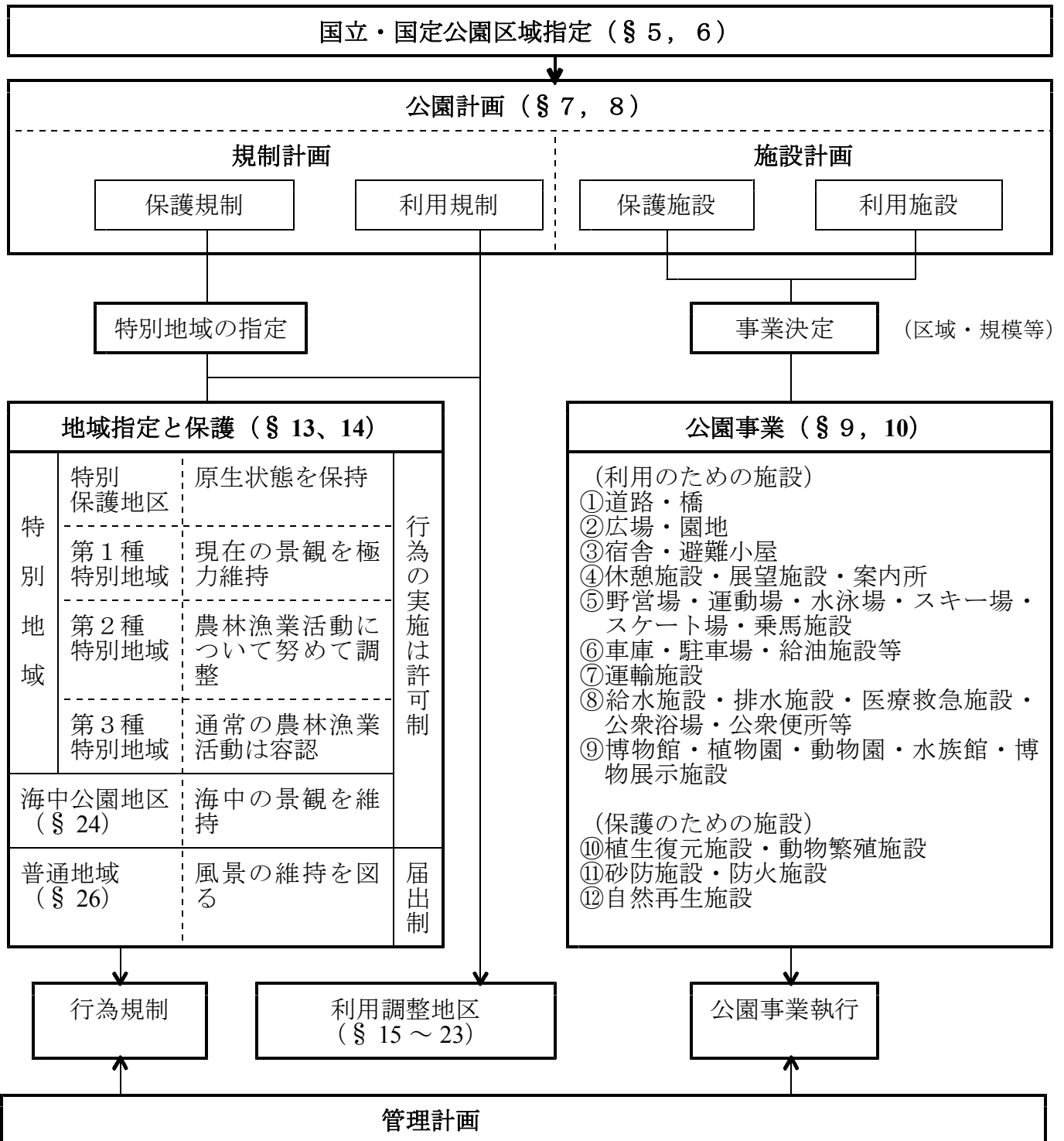
第4 計画の実現に向けて

(1) 国土基盤投資の方向性 (2) 国土情報の整備・利活用と計画のモニタリング (3) 計画関連諸制度の点検等

第5 国土利用計画の策定

自然公園法の概要

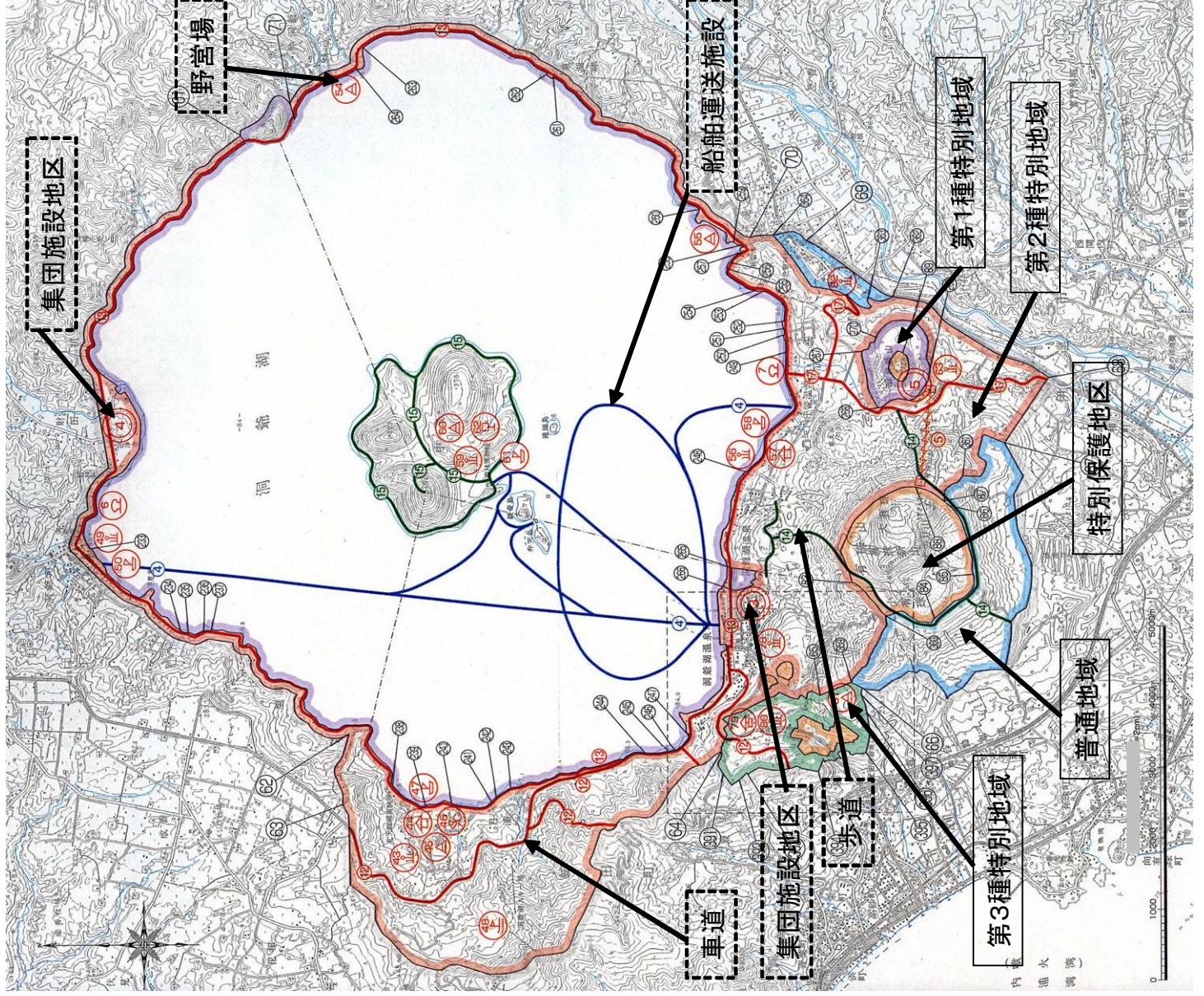
目的	すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資すること（§ 1）
責務	自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。（§ 3②）



* 都道府県立公園については、都道府県条例にて定めることとしている。（§ 59～68）

公園計画図

- 支笏洞爺国立公園
(洞爺湖地区の例)



新・生物多様性国家戦略策定（平成 14 年 3 月）以降の自然公園行政の動き

1 生物多様性保全の観点からの自然公園法等改正（平成 14 年 4 月）

- 国等の責務規定に、自然公園における生物多様性の保全を明記。
- 特別地域等内での規制行為を追加（「指定動物」の捕獲規制の規定や必要に応じて政令で規制行為を追加できる規定等を追加。）
- 人の立入による影響を軽減するため、認定を受けた利用者以外の指定地域への立入を制限する「利用調整地区」制度を創設。認定事務に当たる「指定認定機関」制度も創設。
- 二次的自然環境を土地所有者に代わって国やNPOが担う「風景地保護協定」制度を創設。このような管理活動を担う団体を公的に認定する「公園管理団体」制度も創設。
- 自然公園法施行令を改正（平成 15 年 2 月）し、公園事業種に「自然再生施設」を追加し、自然再生事業を明確に公園事業として位置づけ。

2 法改正事項の施行（平成 15 年 4 月～）

（１）「指定動物」の選定

	植 物	動 物
特別保護地区	全種の採取等を規制	全種の捕獲等を規制
特別地域	大臣が指定した植物の採取等を規制(約 2,600 種指定済)	大臣が指定した動物の捕獲等を規制（９種指定）

- ・ 学識経験者からなる検討会を開催し、選定要領や第一次選定の作業方針を策定。これらに基づき、９の国立・国定公園において９種の動物を指定。平成 18 年 7 月施行。

（２）特別保護地区内での動植物放出規制

- ・ 特定外来生物被害防止法では規制できない国内由来の外来生物による貴重な生態系の被害発生を防止するため、自然公園法の規定に基づいて自然公園法施行令を改正し、特別保護地区内において動植物を放出する行為を規制対象に追加。平成 18 年 1 月施行。

(3) 利用調整地区

- ・ 吉野熊野国立公園大台ヶ原（西大台地区、環境省所管地）において指定することについて中央環境審議会より答申あり。今後、利用調整地区の指定、指定認定機関の指定等の手続を経て、平成 19 年 4 月より利用調整を開始予定。

(4) 風景地保護協定

- ・ 阿蘇くじゅう国立公園において牧野組合と（財）阿蘇グリーンストック（公園管理団体）が風景地保護協定を締結し、牧野の管理を実施。

3 国立・国定公園区域の拡張及び公園計画の変更等

（平成 14 年 4 月～平成 18 年 8 月の増加量）

（増加量／平成 14 年 3 月末時点の面積）

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| ・ 国立・国定公園の国土面積に対する割合 | 9.0%→9.1% |
| ・ 国立・国定公園区域 | 5,048ha 増加
+1.48% |
| ・ 国立・国定公園特別地域（特別保護地区を除く） | 1,296ha 増加
+0.05% |
| ・ 国立・国定公園特別地域車馬乗り入れ規制地域 | 18,769ha 増加
+7.86% |
| ・ 国立・国定公園特別保護地区 | 3,859ha 増加
+1.15% |
| ・ 国立・国定公園海中公園地区 | 131ha 増加
+4.92% |
| ・ 国立・国定公園普通地域 | 216ha 増加
+0.03% |

国立・国定公園において捕獲等を規制する動物の選定について

1 国立公園等における動物保護の基本的スタンス

- 野生動物の保護は、生息地の保全が基本。
- 国立公園等における生息環境の保護や自然再生、モニタリング等の施策を推進し、
その上で、絶滅のおそれが高いなど早急に保護対策を講じることが必要な動物について選定。

2 指定動物リスト

爬虫類

タイマイ	西表国立公園、沖縄海岸国定公園（慶良間地域）
アオウミガメ	霧島屋久国立公園（屋久島地域）、西表国立公園、 沖縄海岸国定公園（慶良間地域）
アカウミガメ	霧島屋久国立公園（屋久島地域）、西表国立公園、 沖縄海岸国定公園（慶良間地域）

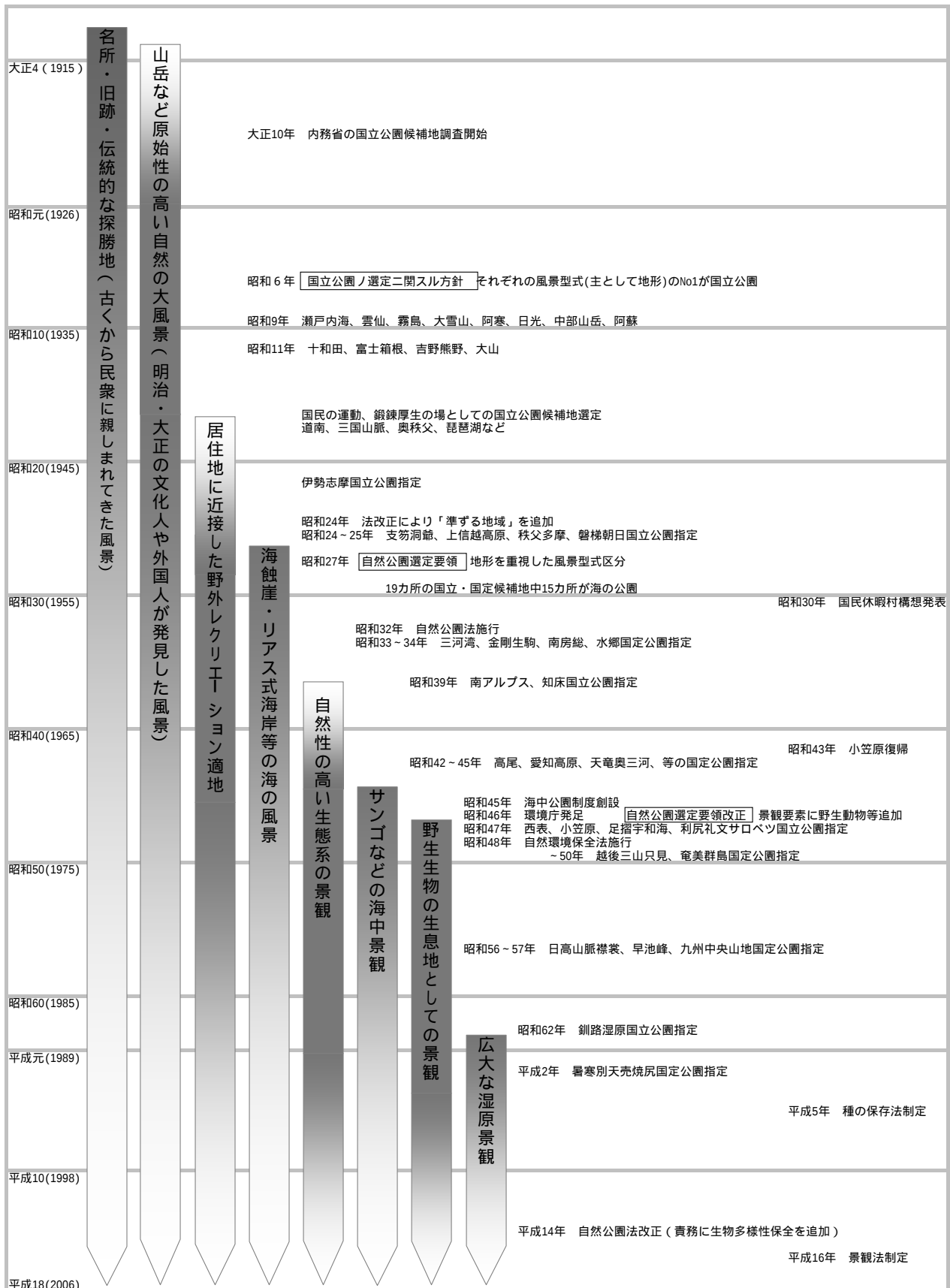
昆虫類

ミヤジマトンボ	瀬戸内海国立公園（広島県宮島）
オガサワラアオイトトンボ	小笠原国立公園
オガサワラトンボ	小笠原国立公園
ウスイロヒョウモンモドキ	大山隠岐国立公園（大山蒜山地域、三瓶山地域） 氷ノ山後山那岐山国定公園
タイワンツバメシジミ	西海国立公園（長崎県平戸島・生月島）
ミヤマシロチョウ	八ヶ岳中信高原国定公園

近年の公園計画変更内容の概要(平成14年度以降)

近年の公園計画変更内容の概要(平成14年度以降)										公園区域										特別地域										海中公園地区				乗入れ規制地区	
年度	公園名	公園区域			特保			第1種			第2種			第3種			普通地域				箇所	面積	箇所	面積											
		拡張	削除	合計	拡張	削除	合計	拡張	削除	合計	拡張	削除	合計	拡張	削除	合計	拡張	削除	合計																
国立	支笏洞爺	171	0	171	38		38	0		0	-7	-7	140			140			0																
	富士箱根伊豆	0	0	0				0		0	-1.4	-0.4	1.4			0.4			0																
	十和田八幡平	120	0	120	0		0	120		0	120	120			0			0					拡張	120											
	上信越高原	0	0	0			0			0			0			0			0				1	2568											
	足摺宇和海	181	0	181			0	11		11	420	-11	409	181	-420	-239			0																
平成14年	西表	515	-204	311	1786		1786		0	515	-1786	-1271			0	34	-66	-32																	
国定	南房総	14	-9	5			0	5		5	76	-14	62			0	2	2																	
	比婆道後帝釈	391	-64	327			0		0	391	60	451		-4	-4	0			0																
	耶馬日田英彦山			0			0	72		72	327	-78	249	5	-327	-322			0																
	奄岐対馬		-4	-4			0		-65	-65	65		65		-4	-4	0		0																
	利尻礼文サロベツ	2944	0	2944	1722		1722	399		399	183		183	640	-37	603			0																
平成15年	瀬戸内海	1	0	1			0		0			0			0			0																	
国定	三河湾		-7	-7			0		0		-3	-3			0		-4	-4																	
国立	足摺宇和海		-8	-8			0		0			0		-8	-8	0			0	3	13.3	1	3.9												
	雲仙天草(天草)		-8	-8			0		0		-4	-4		-4	-4	0		0	拡張	12.6															
	瀬戸内海	1	-2	-1			0		0	17	-2	15		-16	-16	0		0	5	64															
	暑寒別天売焼尻			0			0		0			0			0			0				拡張	7592												
	知床			0			0		0			0			0			0																	
国立	日光			0			0		0		-5	-5		-42	-42	47			47																
	吉野熊野		-5	-5	167		167	62	-24	38	1	-67	-66	17	-3	14	2	-160	-158	1	13.7														
	霧島屋久		-6	-6			0			0	-1	-1		-5	-5	6		6																	
	富士箱根伊豆			0			0			0	-1	-1		0	0	1		1				1	470												
	富士箱根伊豆箱根地域						0		0	0(0.02)	-0(0.4)	0		0	0	0		0				拡張	7876												
平成17年	支笏洞爺			0			0		0			0		0	0	0		0																	
	瀬戸内海			0			0		0			0		0	0	0		0																	
	足摺宇和海			0			0		36	36	-36	-36		0	0	0		0	拡張	27.2															
	水郷筑波	136	-35	101			0			0			0	128	8	-35	-27																		
	水郷筑波	6	-41	-35			0			0			0	6	-41	-35	0		0																
国定	室戸阿南海岸			0			0		0		-11	-11		-1	-1	12		12																	
三河湾			0			0		0				0		0	0	0		0				3	127												
平成18年	沖繩海岸	961		961	89	-2	87	107	107	137	-26	111	294	-7	287	375	-6	369																	
	伊勢志摩			0	128	-69	59	74	-30	44	37	-128	-91		-12	-12	0		0					12											
	ニセコ積丹小樽海岸		-0(0.32)	0			0		0		-0.32	-0.32			0	0		0																	
	合計	5441	-393	5048	3930	-71	3859	766	-119	647	2290	-2121.7	168.28	1412	-932	480.4	487	-271	216	9	130.8	6		18768.9											

公園指定における 風景評価の変化・多様化



自然公園選定要領等の考え方の推移

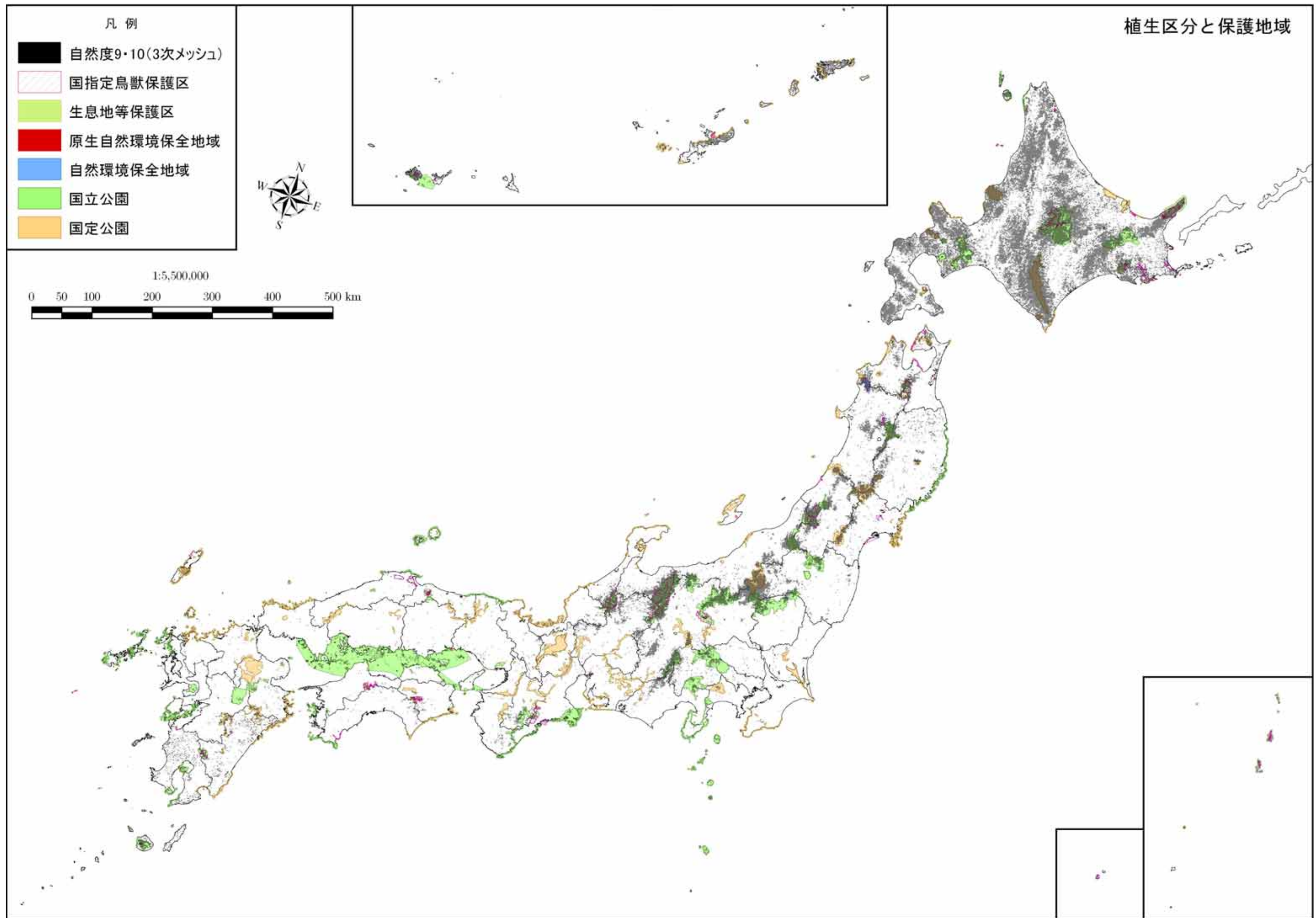
事項	昭和6年 国立公園ノ選定ニ関スル方針	昭和27年 自然公園選定要領	昭和46年 自然公園選定要領改正
風景形式の区分と 景観区の設定	同一風景型式ヲ代表シテ傑出セル コト	自然風景地を景観の特徴により夫々の風景型式に 分類、その型式が支配する景観区を決定 ・国立公園は同一の風景型式中我が国を代表する 風景地 ・国定公園は国立公園の景観に準ずる風景地	←
代表性・数の限定		・原則として一つの景観区の区域による ・二つ以上が近接し、且つ利用上緊密な関係があ り、両者の評価が近似する場合は一つの区域とする ・景観区の評価項目として、「規模」を明示	←
異なる景観区(風景 型式)の併合		・各景観区について、景観、規模、要素、雄大性、変 化度、原始性の観点から評価 ・地形、地味、自然現象・文化景観の各項目ごとに 評価し、地形60点、地味30点、20点、合計110点 で順位付けを行う	・国立公園は原則として約3万ヘクタール以上 ・国定公園は原則として約1万ヘクタール以上 景観要素: ・陸上景観については、地形地質、地味、自然現象、野生 動物、文化景観等 海中景観については、海中動植物、海中地形等の景観師 値を評価 自然性要件: 原則として、 ・2千ヘクタール以上の原始的な景観核心地域、 ・科学的、教育的、レクリエーション的に重要な地形・地質、 動植物の種や生地、または、 ・自然景観の偉大な美しさ があること
面積要件	区域広大ナルコト		←
評価対象とする景 観要素とその選定 条件	地形地貌が雄大ナルカ或ハ風景ガ 変化ニ富ミテ美ナルコト		←
土地所有関係	国有地、公有地等ヲ主トシ、成ル 可ク土地所有者ガ理解ヲ有シ、		←
利用性	多数人ノ利用ニ適スル		←
全国的な配置	全国的分布ノ当ヲ得タル位置	・国立公園については配置は考慮せず ・国定公園は利用の利便を考慮して全国的配置の 適正を図る	←
公園計画策定手順	区域指定を先行 詳細計画は追って策定	指定と公園計画決定を同時に進める(別途指示)	

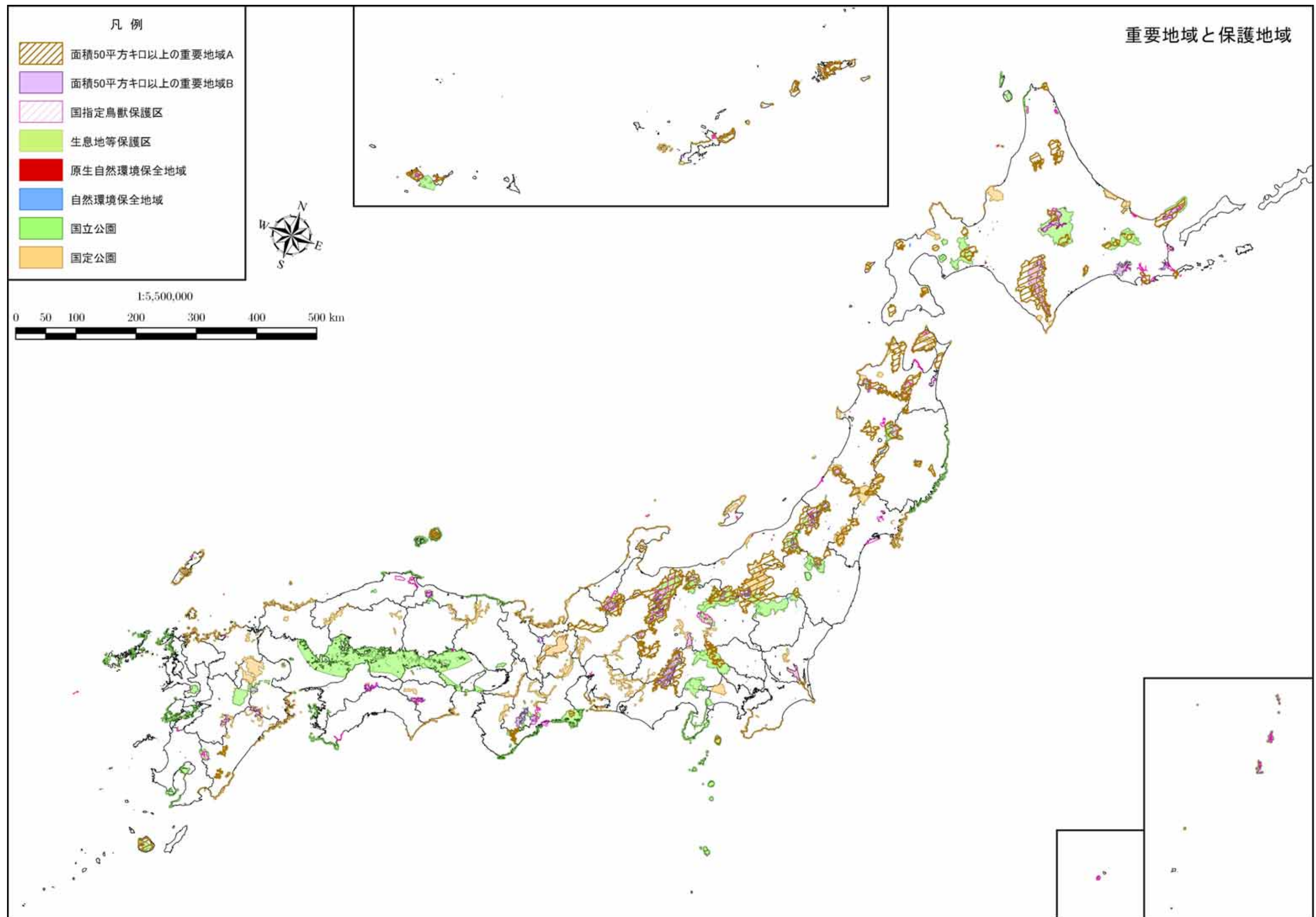
各国立・国定公園の指定、主な区域拡張の経緯

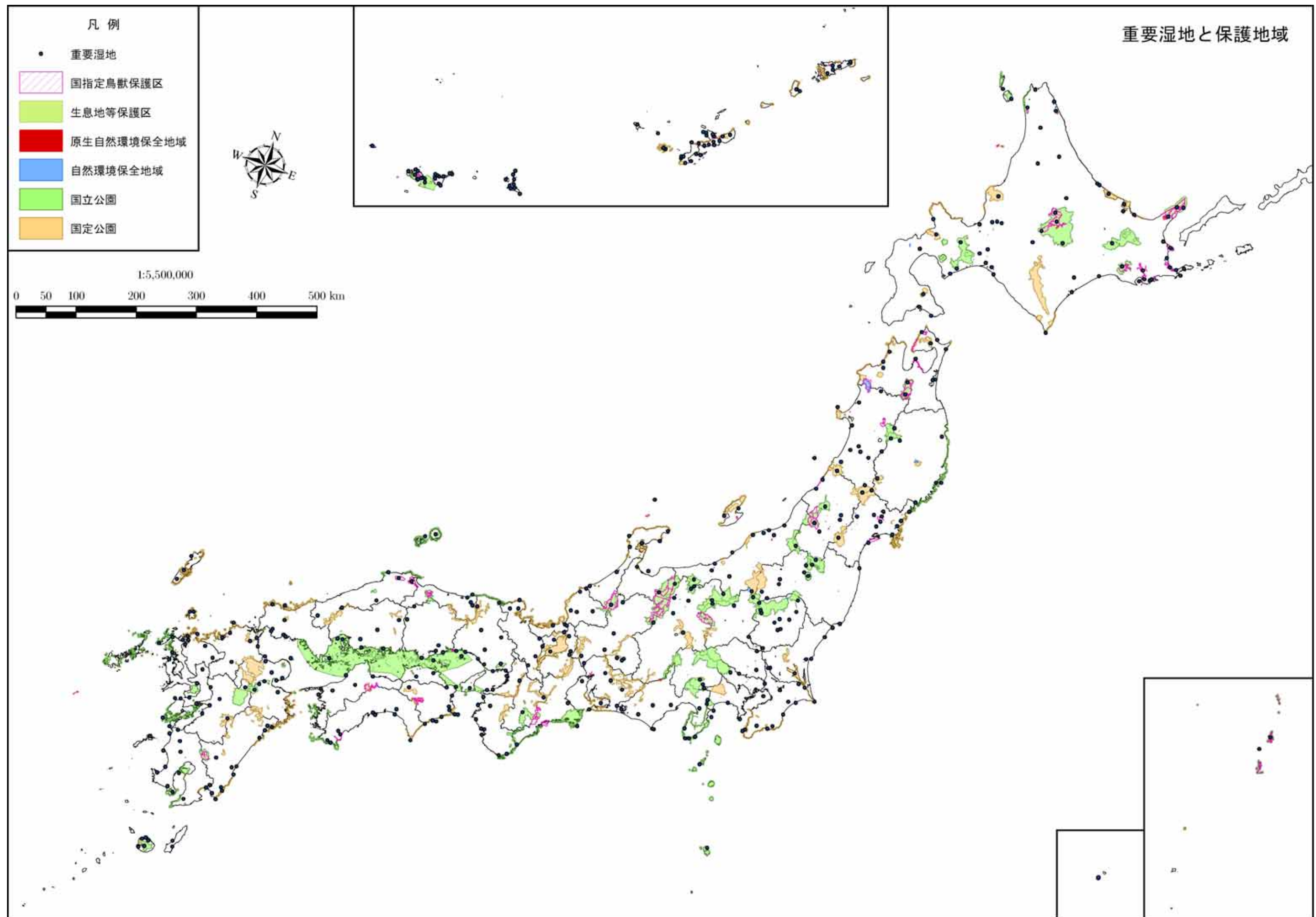
S6国立公園法制定		S24特別保護地区制		S32自然公園法制定		S45海中公園地区制度		H2車馬等乗入規		H12地方分権		H14利用調整地区制度等					
年号		～ S 1 0	～ S 1 5	～ S 2 0	～ S 2 5	～ S 3 0	～ S 3 5	～ S 4 0	～ S 4 5	～ S 5 0	～ S 5 5	～ S 6 0	～ H 1	～ H 5	～ H 1 0	～ H 1 5	
西暦		～ 1935	～ 1940	～ 1945	～ 1950	～ 1955	～ 1960	～ 1965	～ 1970	1975	1980	1985	1989	1993	1998	2003	
国 立 公 園	瀬戸内海国立公園	S9.3指定			S25.5鳴門・宮島・淡路島等追加	S31.5六甲等追加 S31.7高崎山地区編入	S38.3加太追加	S43.8五色台追加									
	雲仙天草国立公園	S9.3雲仙指定					S31.7天草追加	S42.12天草五橋追加									
	霧島屋久国立公園	S9.3霧島指定					S39.3屋久島錦江湾追加 (名称変更・国定公園編入)	S50.5屋久島地域一部削除(原生自然環境保全地域に指定)									
	大雪山国立公園	S9.12指定						S52.12十勝川源流部削除(原生自然環境保全地域に指定)									
	阿寒国立公園	S9.12指定															
	日光国立公園	S9.12指定			S25.9那須塩原鬼怒川追加												
	中部山岳国立公園	S9.12指定															
	阿蘇くじゅう国立公園	S9.12阿蘇指定				S28.9由布鶴見追加							S61.9名称変更				
	十和田八幡平国立公園		S11.2十和田指定			S31.7八幡平追加(名称変更)											
	富士箱根伊豆国立公園		S11.2富士箱根指定			S30.3伊豆半島追加(名称変更)	S39.7伊豆七島追加(国定公園編	S50.2北富士地域追加									
	吉野熊野国立公園		S11.2吉野熊野指定			S29.2潮岬追加		S45.7錆浦追加	S50.12鬼ヶ城以北追加								
	大山隠岐国立公園		S11.2大山指定				S38.4隠岐島根半島三瓶蒜山追加(名称変更)										
	伊勢志摩国立公園				S21.11伊勢志摩指定												
	支笏洞爺国立公園				S24.5支笏洞爺指定												
	上信越高原国立公園				S24.9上信越高原指定	S31.7妙高戸隠追加											
	秩父多摩甲斐国立公園				S25.7秩父多摩指定												H12.7名称変更
	磐梯朝日国立公園				S25.9磐梯朝日指定												
	西海国立公園					S30.3西海指定											
	陸中海岸国立公園					S30.5陸中海岸指定	S39.6釜石以南追加	S46.1久慈追加									
	白山国立公園					S30.7国定公園指定	S37.11白山指定										
	山陰海岸国立公園					S30.6国定公園指定	S38.7山陰海岸指定										
	南アルプス国立公園						S39.6南アルプス指定		S51.3大井川源流部削除(原生自然環境保全地域に指定)								
	知床国立公園						S39.6知床指定		S55.2遠音別区域削除(原生自然環境保全地域に指定)								
	西表国立公園								S47.5西表指定								
	小笠原国立公園								S47.10小笠原指定								
	足摺宇和海国立公園					S30.4国定公園指定	S39.3宇和海追加	S47.11足摺宇和海指定									
	利尻礼文サロベツ国立公園							S40.7国定公園指定	S49.9利尻礼文サロベツ指定(サロベツ原野追加)								
	釧路湿原国立公園													S62.7釧路湿原指定			
	国 定 公 園	佐渡弥彦米山				S 25.7指定			S45.7.1 全面的区域変更		S56.3米山地域追加						
		琵琶湖				S 25.7指定	S37.11全面的区域変更	S45.12東海自然歩道沿線追加	S49.2全面的区域変更								
		耶馬日田英彦山				S 25.7指定		S45.7全面的区域変更									
		若狭湾					S 30.6指定	S37.11敦賀半島地域追加	S45.5丹後半島地域追加	S46.1三方町の一部追加							
		日南海岸					S 30.6指定										
北長門海岸						S 30.11指定									H.9.9西長門地域追加		
秋吉台						S 30.11指定											
石鎚						S 30.11指定											
玄海							S 31.6指定										
三河湾							S 33.4指定	S40.12伊良湖地域追加		S52.8全面的区域変更							
金剛生駒紀泉							S 33.4指定										
網走							S 33.7指定										
大沼							S 33.7指定										
南房総							S 33.8指定	S40.12館山地域追加									
水郷筑波							S 34.3指定	S44.2筑波山地域追加									
二セコ積丹小樽海岸								S 38.7指定									
鳥海								S 38.7指定									
比婆道後帝釈								S 38.7指定									
蔵王								S 38.8指定									
飛騨木曽川								S 39.3指定	S45.12入鹿池地域追加								
剣山								S 39.3指定									
ハヶ岳中信高原								S 39.6指定									
室戸阿南海岸								S 39.6指定									
丹沢大山								S 40.3指定									
祖母傾								S 40.3指定									
高野龍神									S 42.3指定								
明治の森高尾									S 42.12指定								
明治の森箕面									S 42.12指定								
能登半島									S 43.5指定								
越前加賀海岸									S 43.5指定								
下北半島									S 43.7指定	S50.12牛の首地域追加							
栗駒									S 43.7指定								
鈴鹿									S 43.7指定								
吉岐対馬									S 43.7指定								
天竜奥三河									S 44.1指定	S 45.12 東海自然歩道沿線追加							
西中国山地									S 44.1指定								
妙義荒船佐久高原									S 44.4指定								
氷ノ山後山那岐山									S 44.4指定								
揖斐関ヶ原養老									S 45.12指定								
愛知高原									S 45.12指定								
室生赤目青山									S 45.12指定								
大和青垣									S 45.12指定								
沖縄海岸										S 47.5指定	S.53.12 慶良間地域追加						
沖縄戦跡										S 47.5指定							
北九州										S 47.10指定							
男鹿										S 48.5指定							
越後三山只見										S 48.5指定							
日豊海岸										S 49.2指定							
奄美群島										S 49.2指定							
津軽										S 50.3指定							
南三陸金華山										S 54.3指定							
日高山脈襟裳											S 56.10指定						
九州中央山地											S 57.5指定						
早池峰											S 57.6指定						
霧寒別天売焼尻													H2.8指定				
国立公園総数		8	12	12	17	19	19	23	23	27	27	27	28	28	28	28	
国定公園総数		-	-	-	3	8	15	25	42	50	51	54	54	55	55	55	
都道府県立自然公園総数		5	8	8	26	91	152	200	252	279	287	295	297	300	306	308	

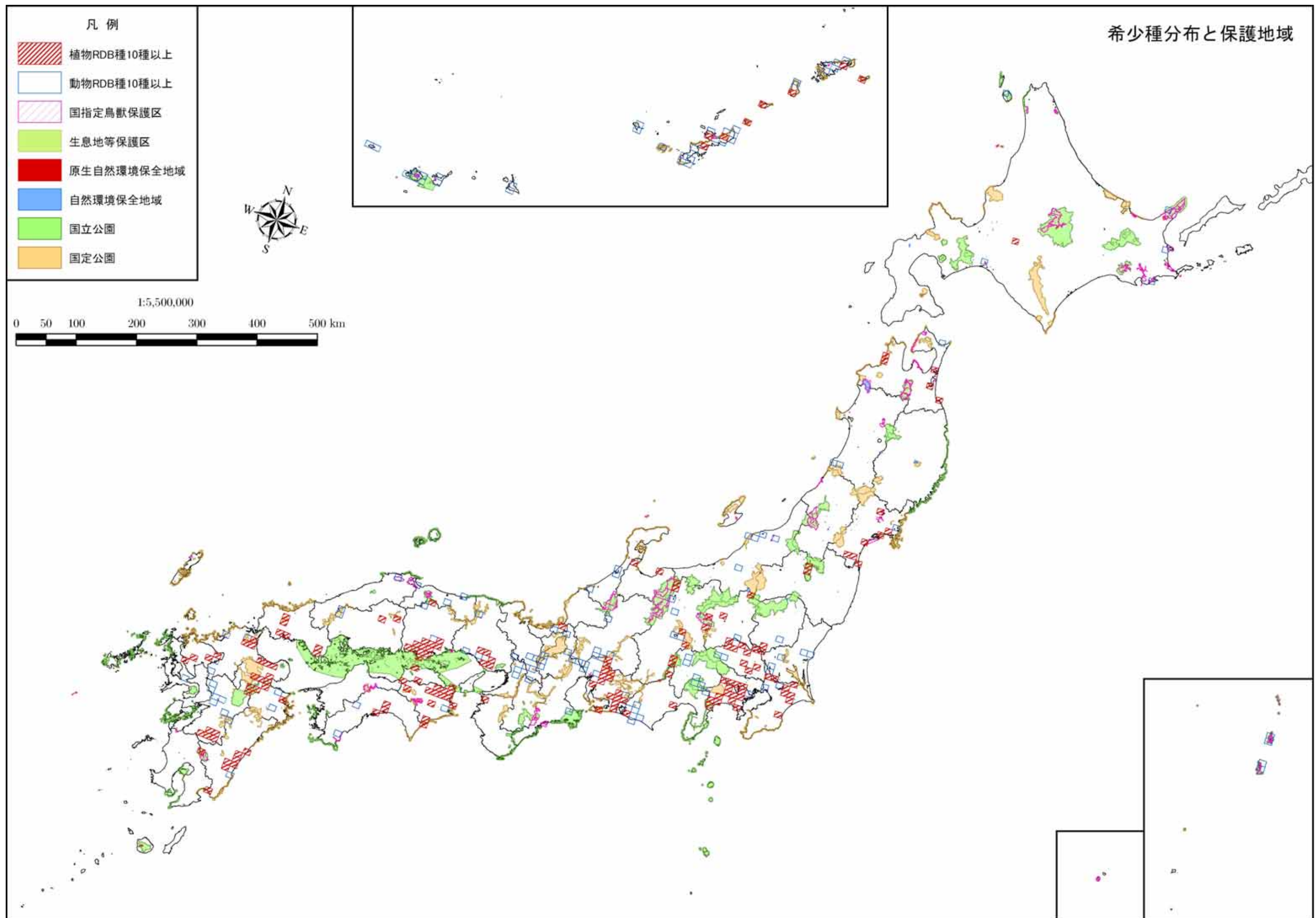
保護地域と生物多様性の保全

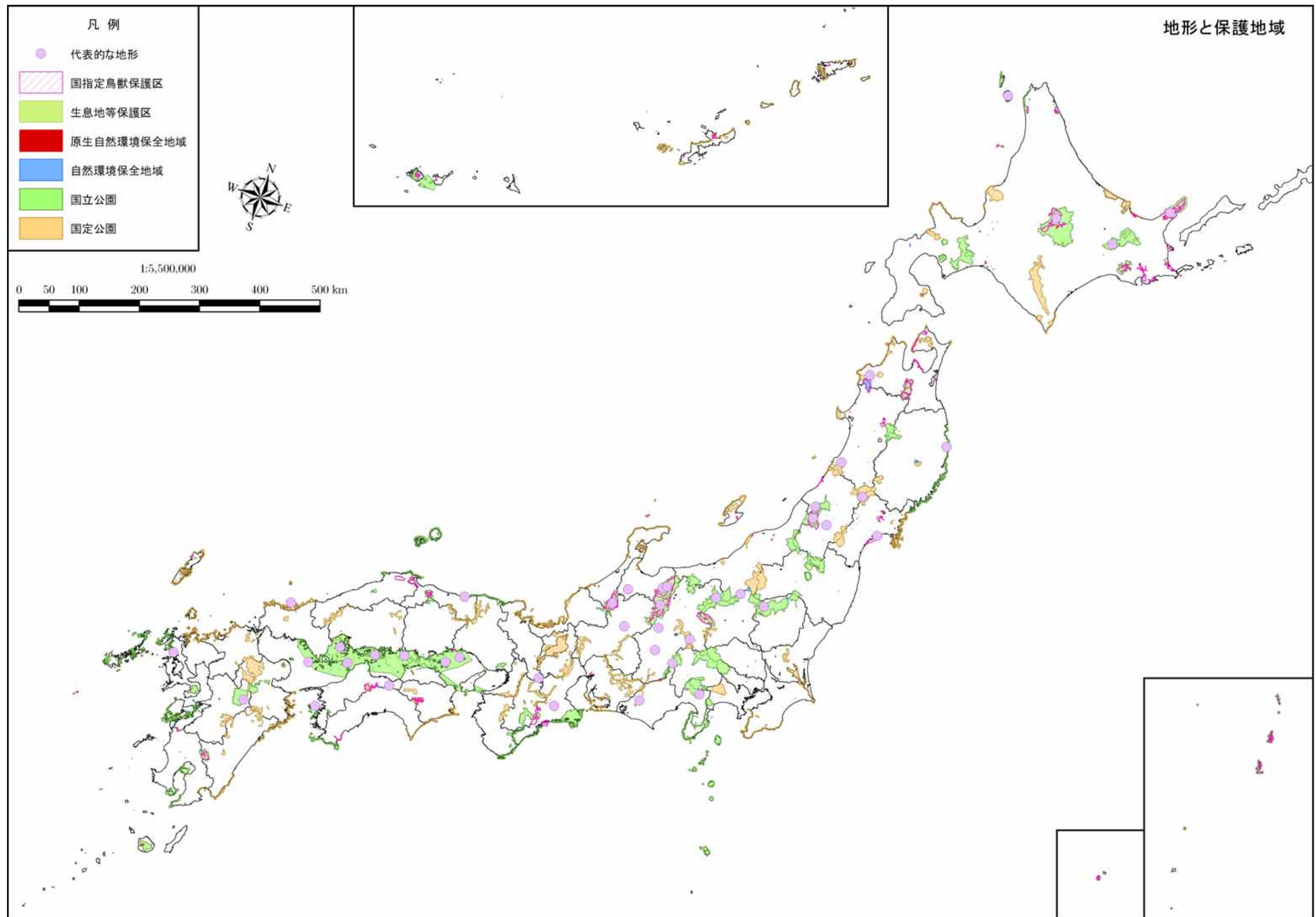
- ・ 植生区分と保護地域
- ・ 重要地域と保護地域
- ・ 重要湿地と保護地域
- ・ 希少種分布と保護地域
- ・ 地形と保護地域
- ・ 藻場干潟サンゴ礁と保護地域
- ・ 各種地域の保護状況
- ・ 九州・沖縄地域のギャップ分析（４枚）
- ・ 公園別の植生自然度（２枚）
- ・ 標高別・自然度別の国立・国定公園指定割合

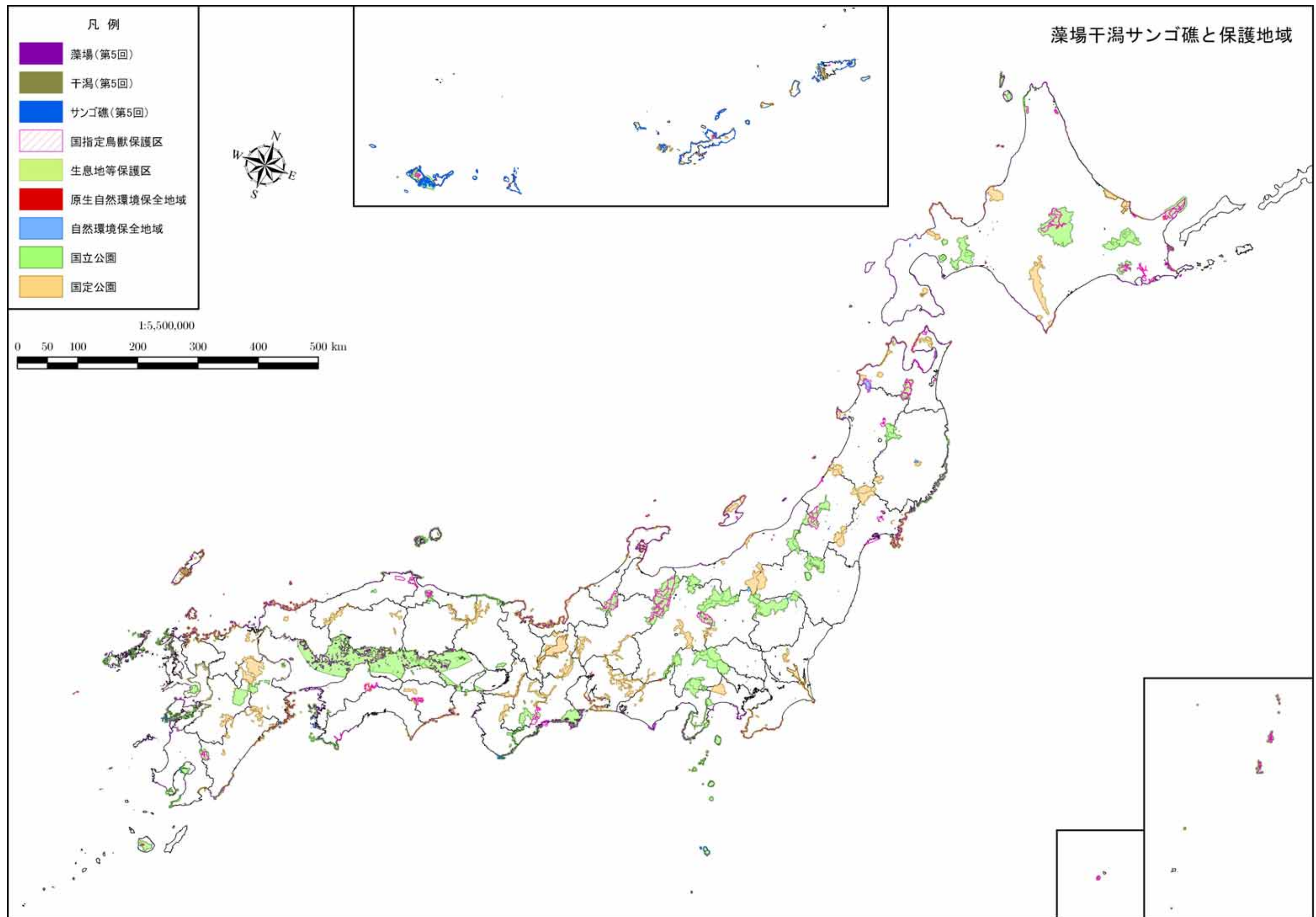


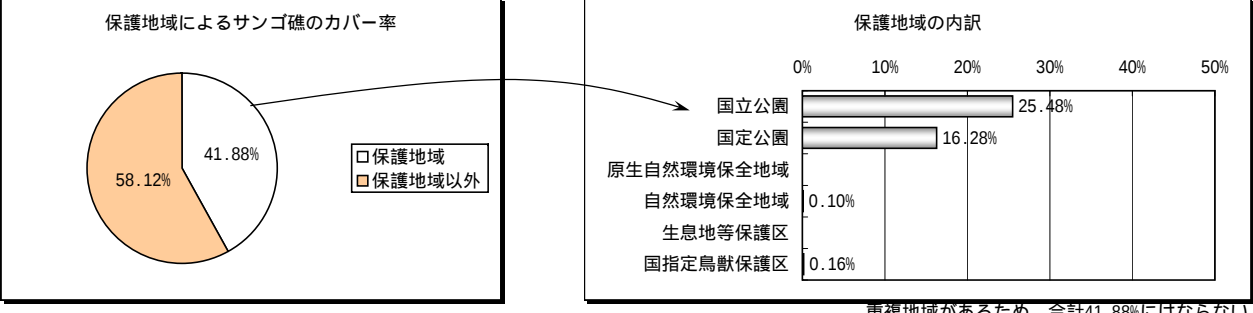
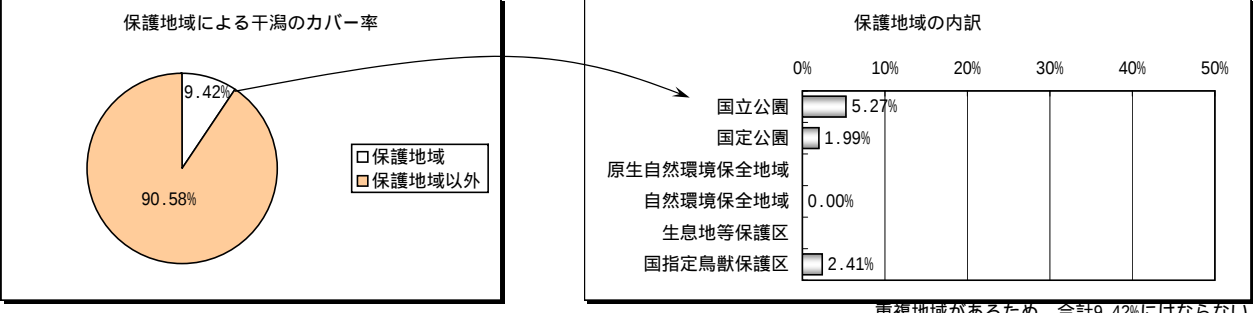
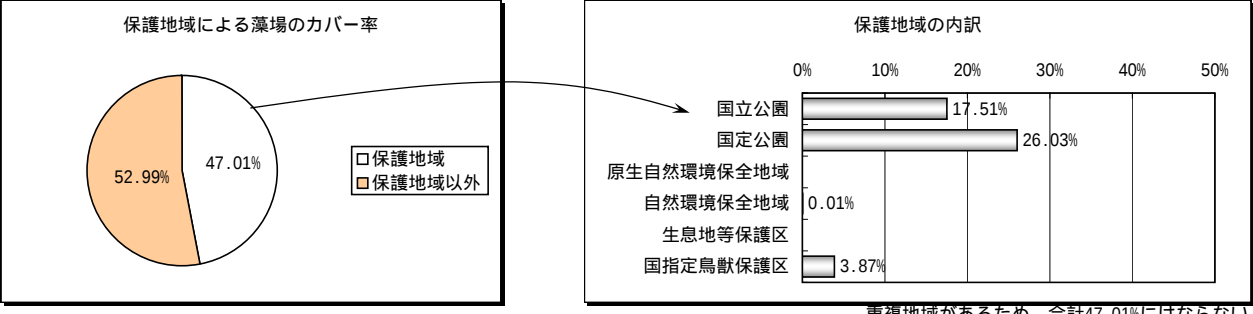
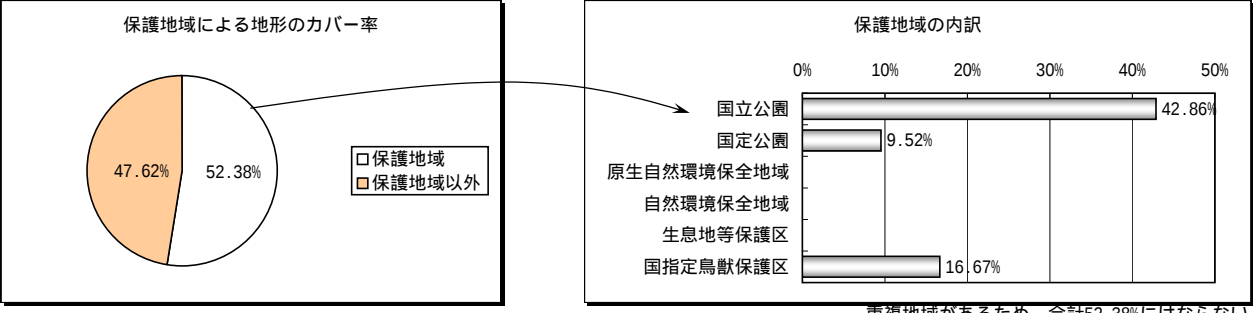
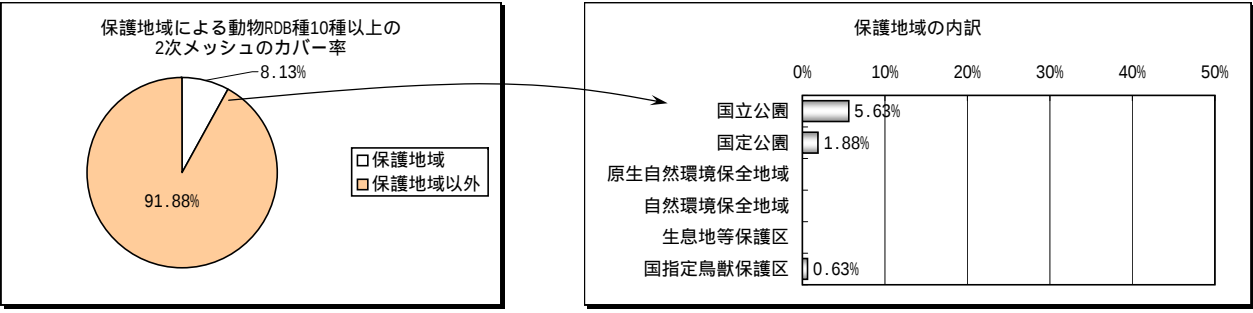
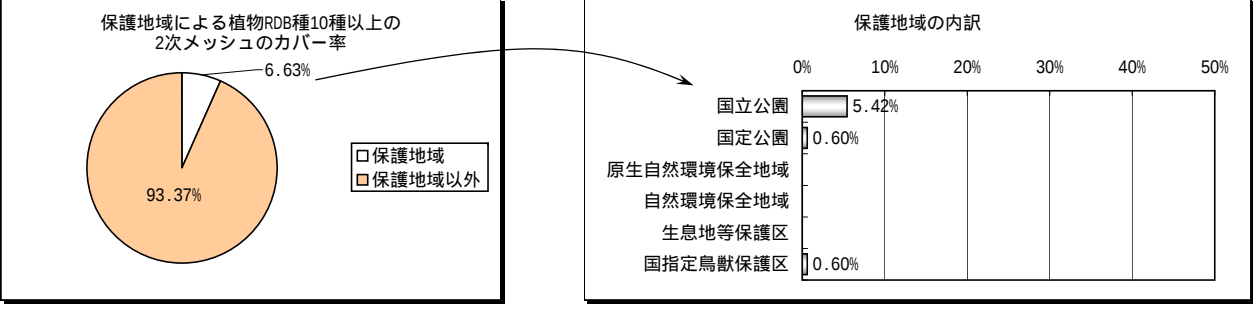
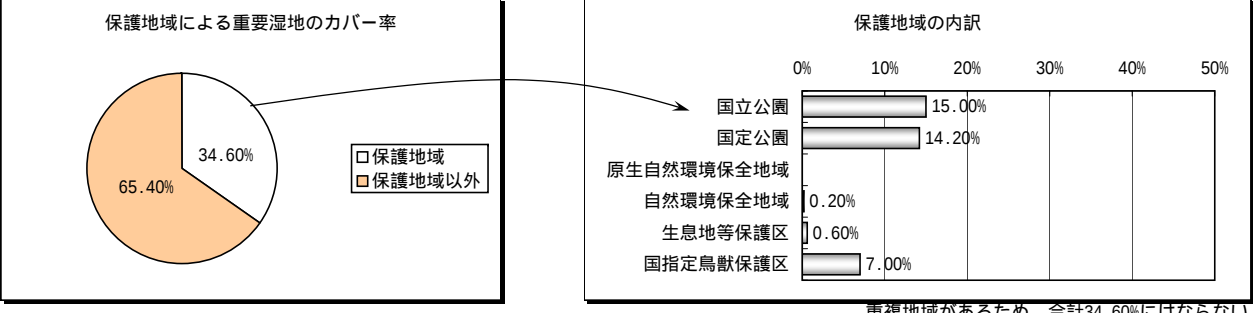
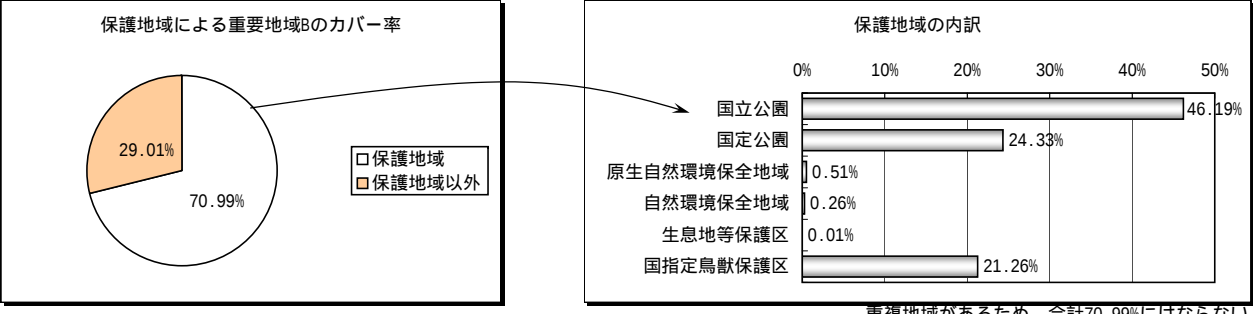
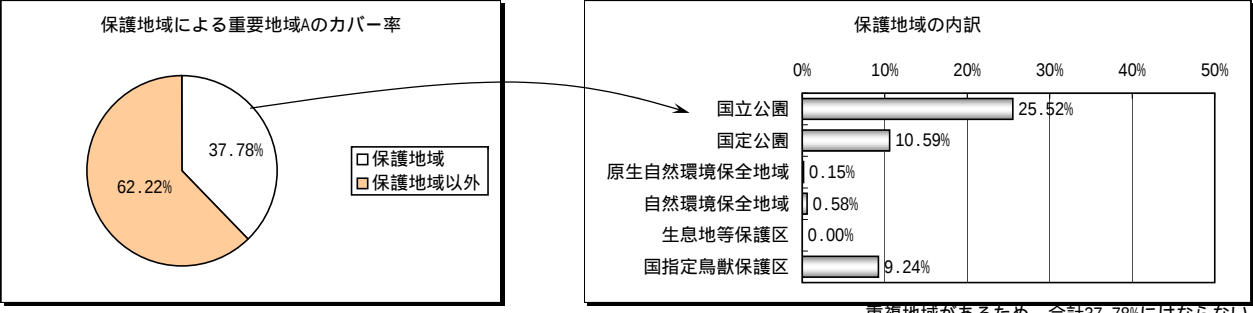
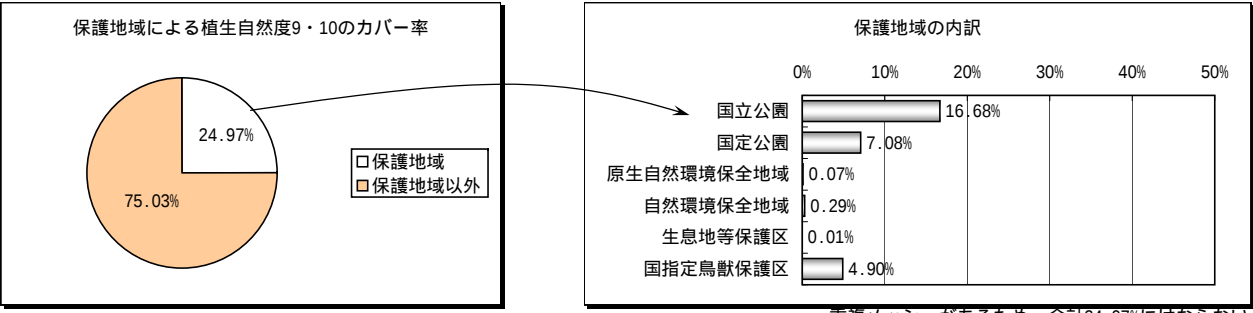












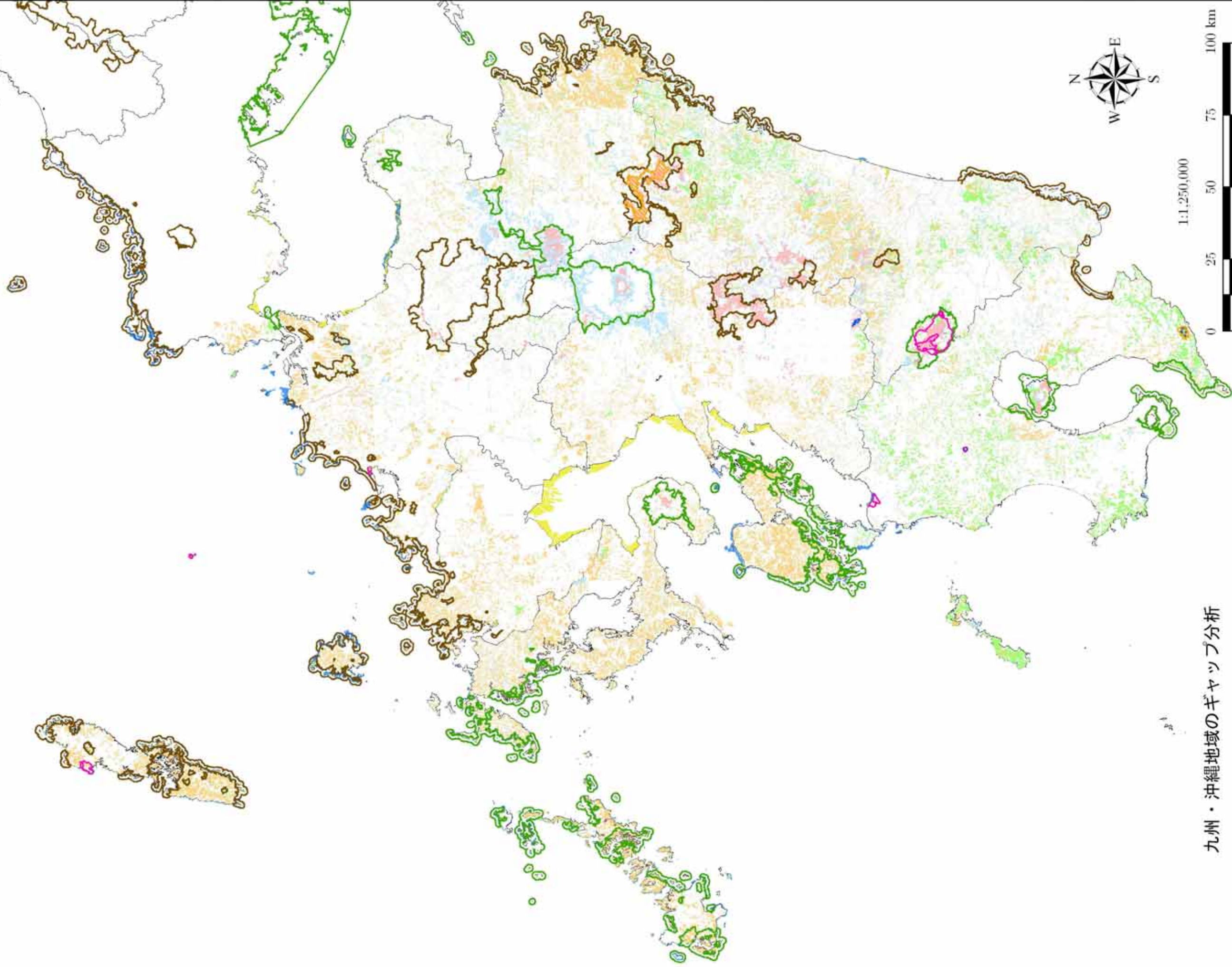
凡 例

自然度4・5(二次草原)
自然度8(照葉樹二次林)
自然度9(照葉樹自然林)
自然度9・10(その他自然植生)

藻場(第5回)
干潟(第5回)
サンゴ礁(第5回)

国指定鳥獣保護区
生息地等保護区
原生自然環境保全地域
自然環境保全地域

国立公園
国定公園
森林生態系保護地域



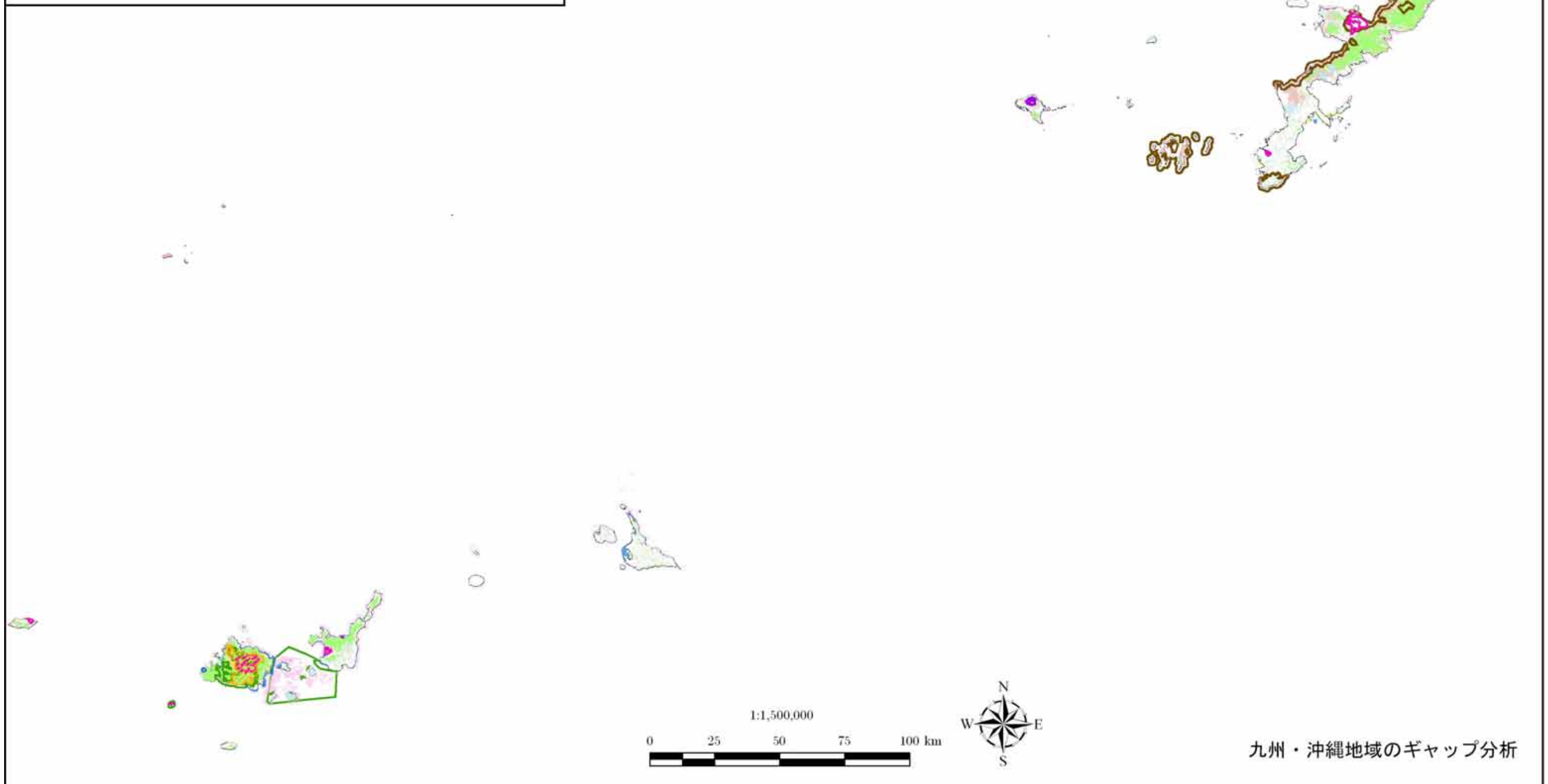
九州・沖縄地域のギャップ分析

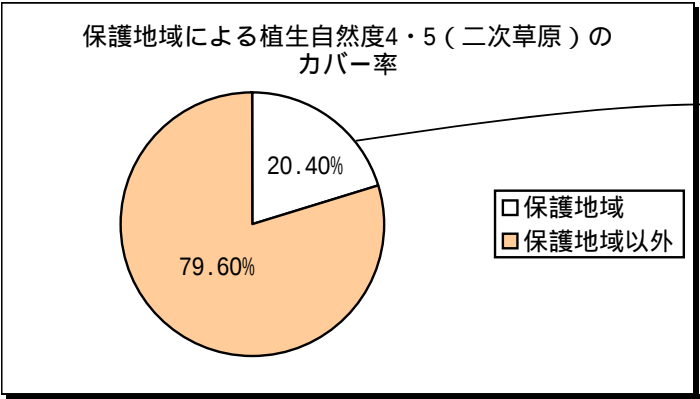
- 自然度4・5(二次草原)
- 自然度8(照葉樹二次林)
- 自然度9(照葉樹自然林)
- 自然度9・10(その他自然植生)
- 藻場(第5回)
- 干潟(第5回)
- サンゴ礁(第5回)
- 国指定鳥獣保護区
- 生息地等保護区
- 原生自然環境保全地域
- 自然環境保全地域
- 国立公園
- 国定公園
- 森林生態系保護地域



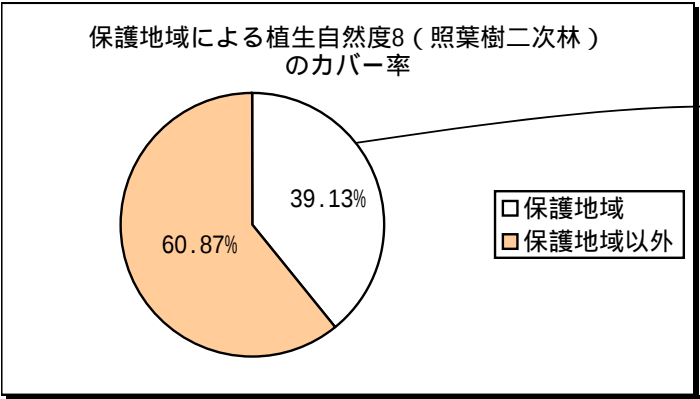
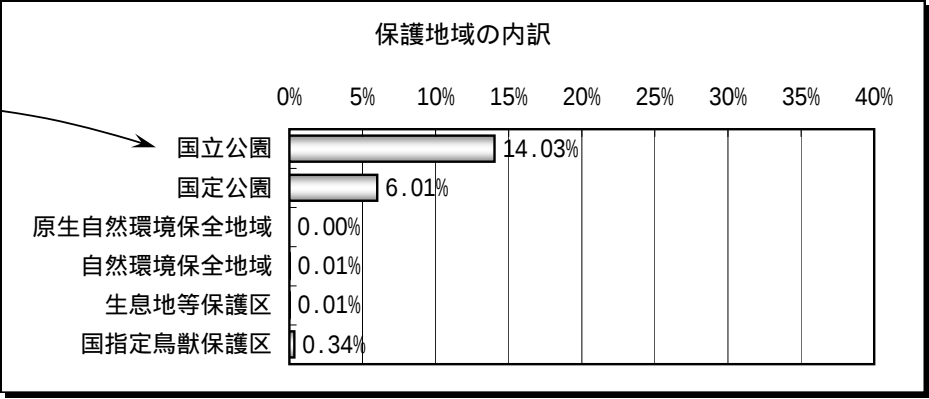
凡 例

自然度4・5(二次草原)	国指定鳥獣保護区
自然度8(照葉樹二次林)	生息地等保護区
自然度9(照葉樹自然林)	原生自然環境保全地域
自然度9・10(その他自然植生)	自然環境保全地域
藻場(第5回)	国立公園
干潟(第5回)	国定公園
サンゴ礁(第5回)	森林生態系保護地域

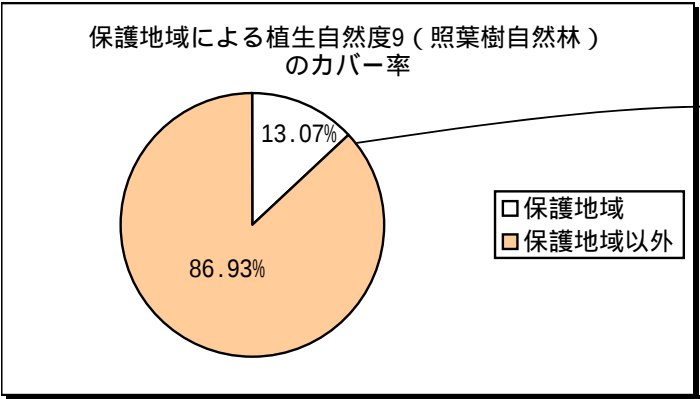
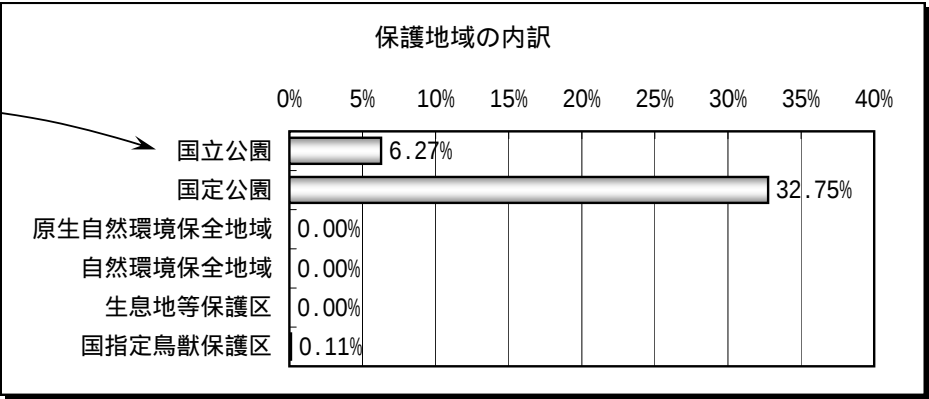




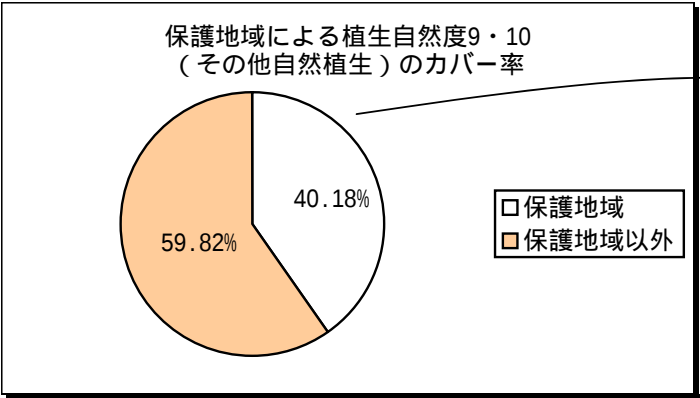
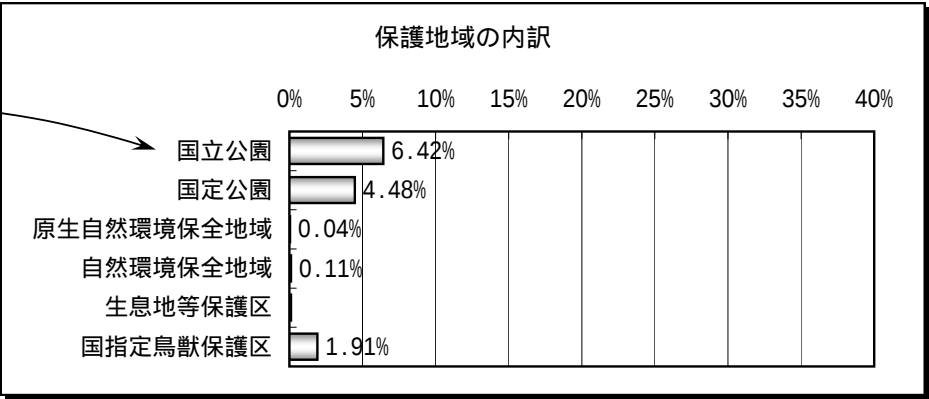
鳥獣保護区については、他の地域と重複している可能性がある



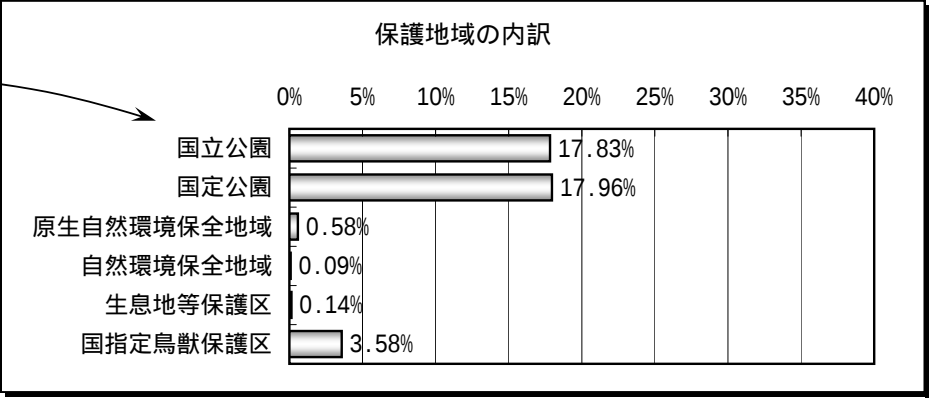
鳥獣保護区については、他の地域と重複している可能性がある



鳥獣保護区については、他の地域と重複している可能性がある



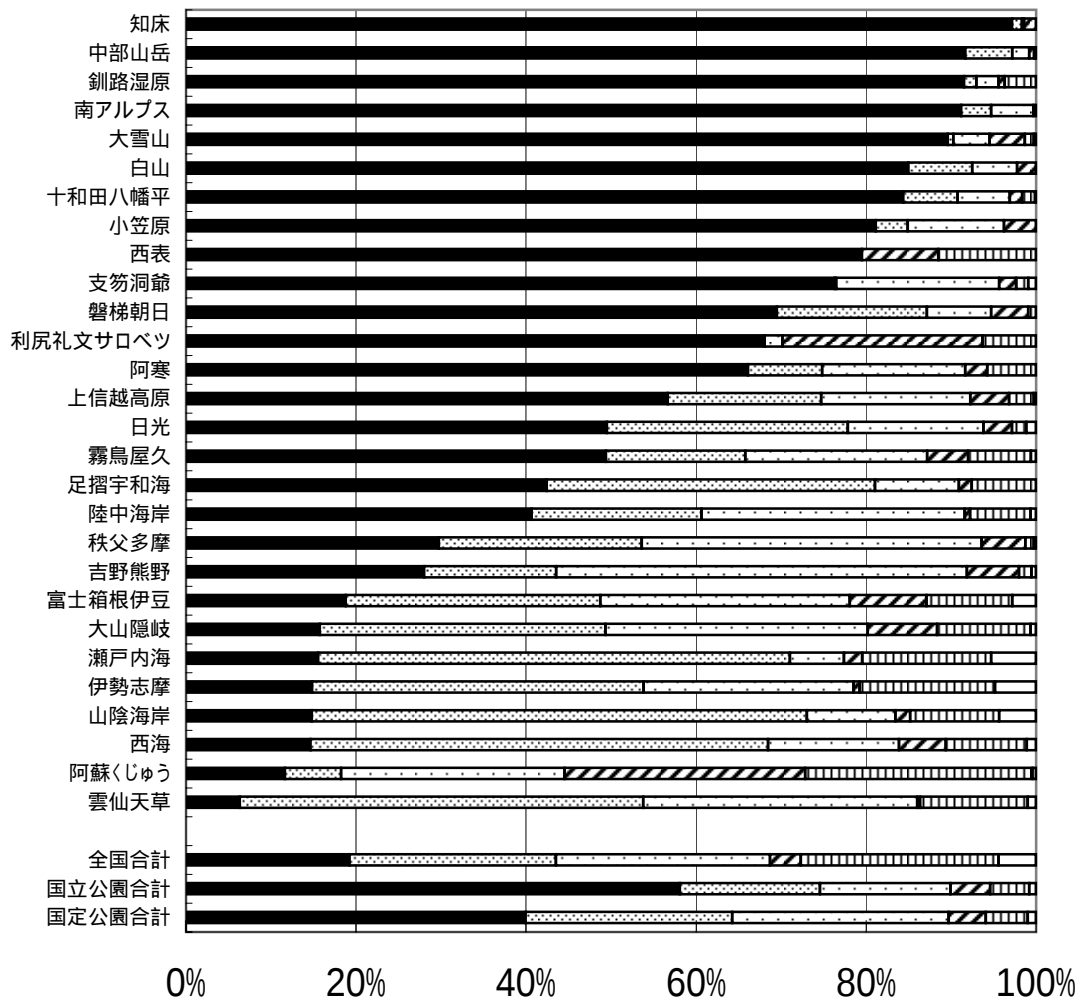
鳥獣保護区については、他の地域と重複している可能性がある



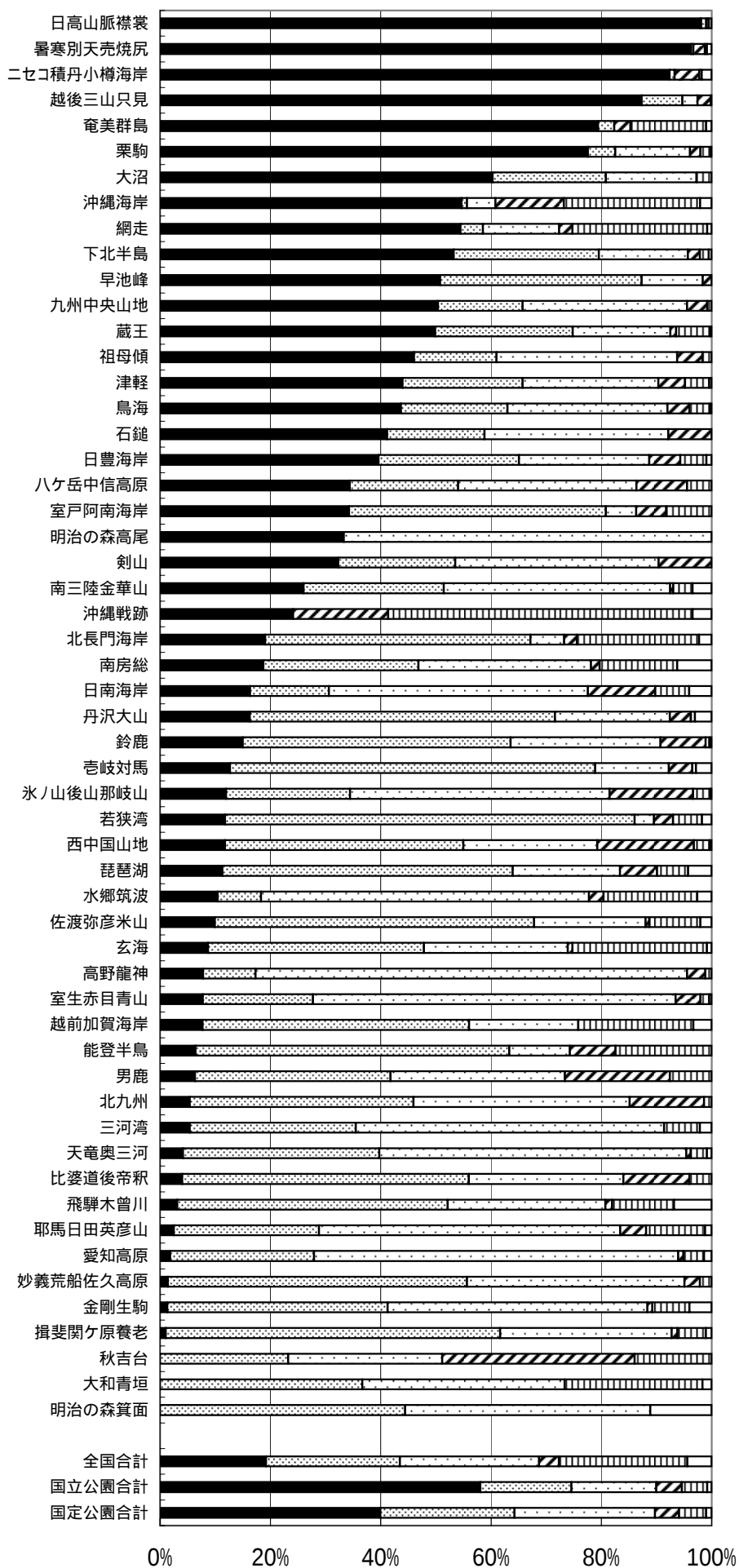
公園別の植生自然度

■ 自然度10・9(自然植生)	▨ 自然度8・7(二次林)	□ 自然度6(植林地)
▤ 自然度5・4(二次草原)	▧ 自然度3・2(農耕地)	□ 自然度1(市街地など)

(国立公園)



(国定公園)



標高別・自然度別の国立・国定公園指定割合

標高区分	全体	自然度10 (自然草地)	自然度9 (自然林)	自然度7,8 (二次林)	自然度6 (植林地)	自然度4,5 (二次草原)	自然度2,3 (農耕地)	自然度1 (市街地)
1m以上 500m未満	3.6%	17.2%	6.8%	4.7%	3.7%	4.4%	1.3%	1.4%
500m以上 1000m未満	14.0%	24.1%	24.9%	9.4%	9.7%	15.0%	6.7%	10.5%
1000m以上 1500m未満	35.5%	69.5%	52.9%	21.2%	19.6%	30.0%	18.5%	17.1%
1500m以上 2000m未満	57.3%	84.8%	61.7%	46.5%	32.6%	47.7%	56.3%	25.0%
2000m以上 2500m未満	76.0%	92.8%	75.4%	90.3%	56.7%	14.3%		100.0%
2500m以上 3000m未満	81.7%	100.0%	76.8%					
3000m以上 3500m未満	100.0%	100.0%						

地域との協働による国立公園管理

1 生物多様性の保全、景観形成の視点からみた能動的な公園管理の必要性

○ 二次的自然環境の維持の必要性

例：指定動物の選定作業において、昆虫類は、高山性の種ではなく、二次草原に生息する種が、保護対象として重要なことが判明。個体の採取規制だけでなく、生息環境を維持するための取組が必要。

○ 科学的なモニタリングの必要性

例：公園の自然環境の変化を把握するモニタリング体制の整備が必要。

○ 良好な景観形成の必要性

例：廃屋や廃看板の乱立、集落の街並み整備等について従来の規制的手法のみによる対策は限界。地域の自発的な取組の誘導が必要。

2 公園管理主体に関する社会的動向

○ 地域社会の疲弊と地方公共団体の国立公園管理からの撤退の流れ

過疎化高齢化の進行、地方自治体の財政力の悪化、市町村合併による国立公園依存型市町村の減少、地方分権（国立公園管理の直轄事務化）、三位一体改革（都道府県に対する国立公園事業の国庫補助金廃止）

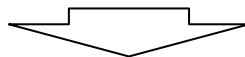
○ 民間の多様な主体の台頭

行政施策への住民参加の拡大、環境保全型 N P O の台頭、企業による環境保全活動（C S R）の展開等多様な主体がそれぞれに活動を実施

3 多様な主体の参画による公園管理

○ 様々な協議会等の枠組みによる取組の事例・・・いずれも個別テーマ対応

自然再生協議会、ビジターセンター運営協議会、利用適正化協議会、美化清掃協議会、エコツーリズム推進協議会、世界遺産地域連絡会議・・・



○ 地域の多様な主体との協働による公園管理を進める上での必要な対策

- ・ 国立公園毎に関係者が共有できる公園の目標（ビジョン）を多様な主体の参画を得て協働で策定。← 目標や計画策定段階からの住民参加。
- ・ 目標達成のための行動計画（役割分担による取組の実施）の策定。
- ・ 各主体の実施した取組に対する科学的、社会的な評価とフィードバックの仕組みづくり（モニタリング体制の整備、取組成果の P R ）。
- ・ 地域に密着した公園管理を担うための特別な管理組織の育成と権限の付与。
- ・ 国民や利用者へのサービスだけでなく、地域振興に留意した施策展開。

課題と方向性

国立公園等保護地域が生物多様性保全に果たす役割

課 題	方 向 性
国土の中で生物多様性上重要だが、その保全が十分ではない地域について、適切な保護担保措置を講じること。	すぐれた自然の風景地の観点から指定される国立・国定公園は、最も広い範囲をカバーしている保護地域制度であり、国土の生物多様性保全上重要な役割を果たしていることから、自然公園制度を十分に活用しつつ、各種保護地域制度のより効果的な運用を推進。

地域の多様な主体の参画による国立公園等の管理運営の推進

課 題	方 向 性
里地里山等において人為により維持されてきた風景などの二次的自然環境を、地域の様々な立場にある人々の参画を得て適切に維持していくこと。	国立・国定公園の風景や自然環境の維持保全は、国だけでなく地方公共団体、住民、NPO、学識経験者、利用者など多様な主体の参画を得て管理を推進していくことが必要であり、そのための従来の規制的手法だけでない制度の追加の必要性についても検討。

生態系ネットワークの形成

課 題	方 向 性
生態系ネットワークの形成を着実に推進すること。	現在策定作業が進められている国土形成計画やその後の広域地方計画において、全国的あるいは広域的視点に立った生態系ネットワークの構想を具体的な形で示すことについて、関係各省とも連携して検討。それらを踏まえて、都道府県や市町村など地方における取組が進むような仕組みを検討。

議題2 地球規模の生物多様性と日本

資料一覧

- 資料 2-1 生物多様性条約と「2010 年目標」について
- 資料 2-2 地球規模生物多様性概況第 2 版 (GBO2) の概要
- 資料 2-3 第三次環境基本計画「生物多様性の保全のための取組」
分野における指標
- 資料 2-4 ミレニアム生態系評価 (MA) の概要
- 資料 2-5 世界の森林の状況について
- 資料 2-6 生物多様性に関する国際的プログラムについて
- 資料 2-7 地球規模で移動する野生動物の例
- 資料 2-8 食料・木材の輸入について
- 資料 2-9 生物多様性の保全に資する認証制度について
- 資料 2-10 自然環境保全分野の国際協力の現状
- 資料 2-11 民間団体や企業による国際協力について
- 資料 2-12 国際的枠組みの概要
- 資料 2-13 課題と方向性

生物多様性条約と「2010 年目標」について

1. 生物多様性条約の概要

[名称] 生物の多様性に関する条約 (Convention on Biological Diversity)

[経緯] 1992・5 採択／1992・6 国連環境開発会議 (UNCED) で署名
1993・5 日本が条約を締結
1993・12 条約発効

[締約国数] 189 ヶ国 [2006 年 10 月現在 米は未締結]

[条約の 3 つの目的] ①生物の多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

2. 「2010 年目標」

(1) 概要

「締約国は現在の生物多様性の損失速度を 2010 年までに顕著に減少させる」という目標。生物多様性条約第 6 回締約国会議 (COP6、2002 年オランダ・ハーグ) で採択された (生物多様性条約戦略計画の中で明示)。

(2) COP6 後の経緯

- ①2004 年 2 月 生物多様性条約第 7 回締約国会議
 - ・ 2010 年目標への取組状況の評価を促すための、7 つのフォーカルエリア (分野) からなる評価の枠組みを採択
- ②2006 年 3 月 生物多様性条約第 8 回締約国会議
 - ・ 地球規模生物多様性概況 (GB02) 報告・公表
 - ・ COP10 での条約戦略計画の改定に向けて、COP9 において条約の戦略計画の改定の手順を審議することを決定

3. 生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) の日本招致

2010 年に開催される COP10 の日本招致に向けて、関係省庁間で検討中。2010 年は「2010 年目標」の目標年であるとともに、国連において国際生物多様性年とされる予定。COP10 は、国際的な生物多様性保全の取組における大きな節目の会議となることが予想される。

2010年目標における最終目標(ゴール)と
目標(ターゲット)について

最終目標 目標	目標の概要	分野 (Focal area)
最終目標1	生態系、生息地及び生物群系の生物多様性の保全を進める	構成要素の生物多様性の保護 (Protect the components biodiversity)
目標1.1	世界の生態学的な地域のそれぞれにおいて、少なくとも10%が効果的に保全される	
目標1.2	生物多様性にとって特に重要な地域が保護される	
最終目標2	種の多様性の保全を促進する	
目標2.1	選ばれた分類学的なグループの種の生息数の衰退が、回復、維持もしくは軽減される	
目標2.2	絶滅のおそれのある種の状況が改善される	持続可能な利用の振興 (Promote sustainable use)
最終目標3	遺伝子の多様性の保全を促進する	
目標3.1	農作物、家畜及び樹木、魚及び野生生物、その他価値ある種の遺伝的多様性が保全され、関連した先住民や地元の知識が維持される。	
最終目標4	持続可能な利用及び消費を促進する	
目標4.1	持続的に管理されている資源から生物多様性に基礎をおいた産品が得られ、生産地域が生物多様性の保全と一致して管理される	
目標4.2	生物資源の非持続可能な消費、もしくはその生物多様性への影響が、軽減される	生物多様性に対する脅威への取組 (Address threats to biodiversity)
目標4.3	国際的な貿易によって絶滅の危機にさらされる野性の植物相や動物相の種がない	
最終目標5	生息地の損失、土地利用の変化及び劣化による圧力及び非持続可能な水利用が軽減される	
目標5.1	自然の生息地の損失及び劣化の速度が緩められる	
最終目標6	侵略的外来種からの脅威を制御する	
目標6.1	侵略的外来種となりうる主要な種の経路が制御される	人類の福祉の確保のための生物多様性由来の産物とサービスの維持 (Maintain goods and service from biodiversity to support human well-being)
目標6.2	生態系、生息地もしくは種を脅かす、主要な外来種のための管理計画が整っている	
最終目標7	気候変動及び汚染から生物多様性への難題に取り組む	
目標7.1	気候変動に適応するため、生物多様性の構成要素の抵抗力を維持し、強化する	
目標7.2	汚染とその生物多様性への影響を軽減する	
最終目標8	財やサービスを供給し、生計を支える生態系の能力を維持する。	伝統的知識、発明及び慣行の保護(Protect traditional knowledge, innovations and Practices)
目標8.1	財やサービスを供給する生態系の能力が維持される	
目標8.2	特に貧しい者の、持続可能な暮らし、地元の食糧安全保障、保健医療を支える生物資源が維持される。	
最終目標9	先住民や地域社会の社会・文化的な多様性を維持する	
目標9.1	伝統的知識、発明、慣習を守る	
目標9.2	利益の配分を含む、伝統的な知識、発明、慣習に関する、先住民や地域社会の権利を守る。	遺伝子資源の利用による利益の平等で衡平な利益の共有の確保 (Ensure the fair and equitable sharing of benefits arising out of the use of genetic resources)
最終目標10	遺伝資源の利用から得られる利益の公正かつ衡平な配分を保証する。	
目標10.1	全ての遺伝資源の移転が、生物多様性条約、食糧農業植物遺伝資源に関する条約及びその他、適用可能な協定等に沿っている。	
目標10.2	遺伝資源の商業的利用等から生じる利益がそうした資源を供給する国と共有される。	
最終目標11	締約国は条約を実施するための資金的、人的、科学的、技術的な能力を向上させる。	資源移転の状況 (Ensure provision of adequate resources)
目標11.1	条約第20条に従って、条約の下での開発途上の締約国の責務が効果的に果たされるよう、新たな、及び、追加的な資金源が移される。	
目標11.2	第20条のパラグラフ4に従って、条約の下での責務を効果的に果たせるよう、開発途上締約国に技術が移転される。	

2010年目標の進捗状況を評価するための指標案

PROVISIONAL INDICATORS FOR ASSESSING PROGRESS TOWARDS THE 2010 BIODIVERSITY TARGET

A. 分野 (A: Focal area)	B. 直ちに試用できる指標 (B: Indicator for immediate testing)	C. 使用できる可能性のある指標 (C: Possible indicators for development by SBSTTA or Working Groups)
構成要素の生物多様性の保護 (Protect the components biodiversity)	特定の生物群系、生態系及び生息地の規模の推移 (Trends in extent of selected biomes, ecosystems and habitats)	
	特定の種の個体数及び分布の推移 (Trends in abundance and distribution of selected species)	
	保護地域の指定範囲 (Coverage of protected areas)	
	絶滅のおそれのある種の指定の変更 (Change in status of threatened species)	
	社会経済的に重要性の高い主な家畜、栽培種及び養殖魚の遺伝的多様性の推移 (Trends in genetic diversity of domesticated animals, cultivated plants, and fish species of major socioeconomic importance)	
持続可能な利用の振興 (Promote sustainable use)	持続可能な管理下にある森林、農業、及び水産業生態系の面積 (Area of forest, agricultural and aquaculture ecosystems under sustainable management)	
		持続可能な供給源からもたらされる製品の割合 (Proportion of products derived from sustainable sources)
生物多様性に対する脅威への取組 (Address threats to biodiversity)	窒素集積(Nitrogen deposition)	
	外来種による被害件数と被害額 (Numbers and cost of alien invasions)	
人類の福祉の確保のための生物多様性由来の産物とサービスの維持 (Maintain goods and service from biodiversity to support human well-being)	海洋食物連鎖指数 (Marine trophic index)	
		その他の生態系の食物連鎖の健全性 (Trophic integrity of other ecosystems)
	生態系の連結性と分断性 (Connectivity/fragmentation of ecosystems)	
		人為による生態系破壊の発生 (Incidence of human-induced ecosystem failure)
		生物多様性に依拠する資源に直接的に依存する社会に生きる人々の健康と幸福 (Health and well-being of people living in biodiversity-based-resource dependent communities)
		食糧及び医薬品に用いられている生物多様性 (Biodiversity used in food and medicine)
伝統的知識、発明及び慣行の保護(Protect traditional knowledge, innovations and Practices)	言語学的多様性と固有の言語を話す人の数 (Status and trends of linguistic diversity and numbers of speakers of indigenous languages)	
		土地固有の伝統的な知識状況に関するその他の指標 (Other indicator of the status and indigenous and traditional knowledge)
遺伝子資源の利用による平等で衡平な利益の共有の確保 (Ensure the fair and equitable sharing of benefits arising out of the use of genetic resources)		(遺伝資源への)アクセス及び利益共有に関する指標 (Indicator of access and benefit-sharing)
資源移転の状況 (Ensure provision of adequate resources)	条約の支援のために提供された公的な開発援助(OECD-DAC統計委員会) (Official development assistance provided in support of the Convention (OECD-DAC-Statistics Committee))	
		技術移転に関する指標 (Indicator for technology transfer)

地球規模生物多様性概況第2版 (Global Biodiversity Outlook 2: GBO2) の概要

- ・ GBO 2 では、CBD事務局が2010年目標の進捗状況を評価するための15の指標により生物多様性の状況を評価。COP 8において報告、公表された
- ・ 12の指標で悪化傾向であるなど、生物多様性の損失が進行
- ・ また、この15の指標以外にも以下のような生態系等の悪化状況を明示
 - －2000年以降、毎年600万haの原生林が喪失
 - －1970年から2000年の間、内水面の生息種、海洋及び陸域の生息種の個体数(average species abundance)は、それぞれ50%、30%減少
 - －地球規模での資源に対する需要は、地球が資源を再生産する能力を約20%超過

(* GBO : 生物多様性条約事務局が条約の実施状況を把握するために作成。2001年に第1版(GBO)を公表)

表 GBO2による生物多様性の状況に関する評価結果

＜分野:フォーカルエリア＞		評価結果
GBO2で評価を行った指標		
＜多様性の構成要素の状況と傾向＞		
特定の生物群系、生態系及び生息地の規模の推移		悪化
特定の種の個体数及び分布の推移		悪化
保護地域の指定範囲		改善
絶滅のおそれのある種の指定の変更		悪化
主な家畜、栽培種及び養殖魚の遺伝的多様性の推移		悪化
＜持続可能な利用＞		
持続可能な森林、農地生態系等の面積		悪化
生態系フットプリント及び関連する概念		悪化
＜生物多様性への脅威＞		
窒素の集積		悪化
外来生物の傾向		悪化
＜生態系の健全性と生態系による財、サービスの提供など＞		
海洋食物連鎖指数		悪化
生態系の連続性と分断性		悪化
水域生態系の水質		悪化／改善
＜伝統的知識、革新、慣行などの状況＞		
固有の言語の多様性の状況と言葉話す人の数		悪化
＜利益へのアクセス及び配分の状況＞		
開発中		不明
＜資源の移転の状況＞		
条約の支援のために提供されたODAの額		悪化

第三次環境基本計画「生物多様性の保全のための取組」分野における指標

1. 指標に関する記述（抜粋）

（第二部（重点分野政策プログラム）第6節 「5 取組推進に向けた指標」）

生物多様性は、多くの種が相互に、そして大気や水などの環境要素とも深く関係し合う中で形成されており、その状態を単純に評価できるものではありません。また、生物多様性を変化させる人間活動などの要因とその結果としての生物多様性の状態との関係も極めて複雑であり、その因果関係を解明することは容易ではありません。このような特性から、生物多様性の分野は、元来、定量的な指標になじみにくいことを認識すべきです。

また、生態系・種・遺伝子等の各レベルごとに、要因・状態・対策に関するものを示すなど、一連の指標群としての構造化を図ることが望まれますが、全国的な調査データの整備状況や更新期間等様々な面で問題や限界があり、現時点で構造化された指標群を示すことは困難です。

しかしながら、それらを前提としたうえで、あえて指標を用いることで生物多様性に対する認識を深め、その保全のための取組を進展させることもまた重要な視点です。このため、指標となり得るかどうか、また具体的な数値をどのように評価するかという課題はあるものの、厳密な意味での因果関係や指標の構造化の可否にとらわれることなく、生物多様性保全との間にある程度の関係性がある取組等の中で、データの把握に特別の困難を伴わないものをいくつか取り出して指標として用います。

2. 「生物多様性の保全のための取組」分野における指標

（1）生態系レベルの指標

- ①「自然環境保全基礎調査の植生自然度」
- ②農業分野における「田園自然環境の創造に着手した地域の数」
- ③河川及び港湾における「失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合」
- ④河川及び港湾における「失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合」
- ⑤都市域における「水と緑の公的空間確保量」
- ⑥国有林野における「保護林の数（試行的な指標）」

（2）種レベルの指標

- ⑦「脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合」
- ⑧「保護増殖事業計画など種の回復のための計画数」

（3）社会参加という観点も含めた全体的な指標

- ⑨「自然再生推進法に基づく自然再生協議会の数」

ミレニアム生態系評価の概要 (Millennium Ecosystem Assessment; MA)

- ・「生態系に関する大規模な総合的評価」としては世界で初めての取組み
- ・2001年6月、アナン国連事務総長が正式な作業開始を発表
- ・95カ国から1,360人の専門家が参加（2001年から2005年まで実施）
- ・生態系の変化が人間の生活の豊かさ（human well-being）にどのような影響を及ぼすのかを示し、生態系に関連する国際条約、各国政府、NGO、一般市民等に対し、政策・意志決定に役立つ総合的な情報を提供するとともに、生態系サービスの価値の考慮、保護区設定の強化、横断的取組や普及広報の充実、損なわれた生態系の回復などを提言

人為による生態系の変化

- ・過去40年間で、河川や湖沼からの取水量が倍増
- ・1945年以降に、18世紀と19世紀を合わせたよりも多くの土地が耕作地に転換され、地表面の約1/4が耕作地化
- ・1980年頃以降、35%のマングローブが失われ、世界のサンゴ礁の20%が破壊され、さらに20%が極めて質が悪化、もしくは破壊
- ・人間活動により、すべての自然のプロセスを加えたよりも多量の生物学的に利用可能な窒素を生産
- ・窒素の海への流入量は1860年の2倍
- ・海産魚類資源の少なくとも1/4は漁獲過多

生物多様性の喪失

- ①人類により引き起こされた絶滅速度は、自然状態の約100～1,000倍。
- ②次の世紀までに、鳥類の12%、ほ乳類の25%、両生類の少なくとも32%が絶滅。

生態系サービスの変化を評価

- ①生態系サービス「提供」「調節」「文化」「基盤」の24項目のこれまでの状況を評価。
- ②24項目のうち、4項目のみ（穀物、家畜、水産養殖、気候調節）向上。15項目（漁獲、木質燃料、遺伝資源、淡水、災害制御など）が低下。

4つのシナリオの提示

- ①経済成長、人口変化、生態系管理、国家間協調の要素ごとに異なるケースを組み合わせた4つのシナリオ
- ②それぞれのシナリオについて、人間生活の豊かさの増減と生物多様性の喪失の程度を予測
- ③順応的な生態系管理の重要性を示唆

＜主な提言＞

- ①意志決定を行う場合に、市場価格として評価されない生態系サービスの価値も考慮すべきこと、生態系サービスを保護するような土地管理を行っている土地所有者に報奨金を支払うこと。
- ②関係部局間あるいは国際機関等の意志決定を統合することにより生態系の保護を政策の焦点とすること、新たな海域での保護区域を設定すること、既存の保護区域を支援すること。
- ③教育、及び持続的な方法により生産された製品に関する証明システムを構築し、個人の行動に影響を及ぼすこと。
- ④生態系への悪影響の少ない技術への投資などにより、環境に優しい技術を開発し利用すること。

世界の森林の状況について

1. 世界の森林面積

- ・ 森林面積は 2005 年現在で 39 億 5 千万 ha（陸地面積の約 3 割に相当）
- ・ 森林面積上位 10 カ国に全森林面積の 2 / 3 が存在

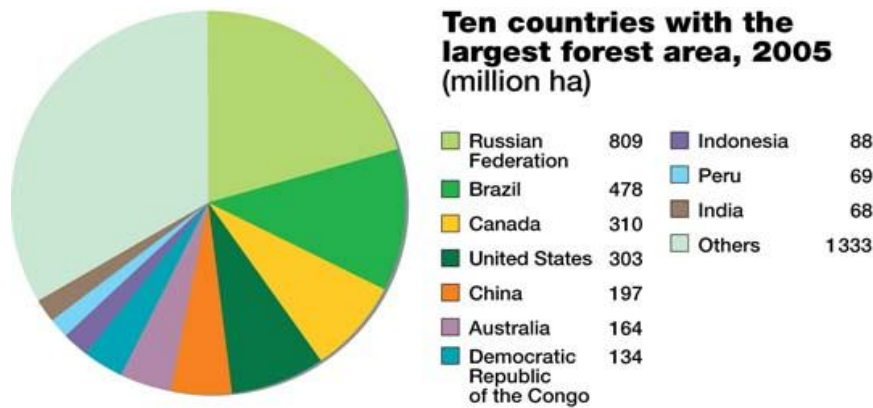


図 森林面積上位 10 カ国（2005 年、単位：100 万 ha）

2. 森林面積の変化

- ・ 総森林面積は依然減少しているが、減少の割合は鈍化（1980-1990 年：年間 995 万 ha（*）、1990-2000 年：年間 890 万 ha、2000-2005 年：年間 730 万 ha）
- ・ 農用地への転用による森林破壊は危機的な速度（年間 1,300 万 ha）で進行
- ・ 植林、植生の修復、森林の自然拡張により、総森林面積の減少が大幅に相殺
- ・ アフリカ及び南アメリカで総森林面積の減少が最大。大洋州及び北・中米でも減少
- ・ ヨーロッパでは森林面積が依然増加
- ・ アジアでは、中国の大規模植林により、2000-2005 年では総森林面積が増加
 - *：参考値（FAO Forest Resource Assessment 1990 中、森林及びその他の林地（forest and other woodland）の面積を引用。FRA2000 以降の評価とは、森林の定義や分類が異なる。）

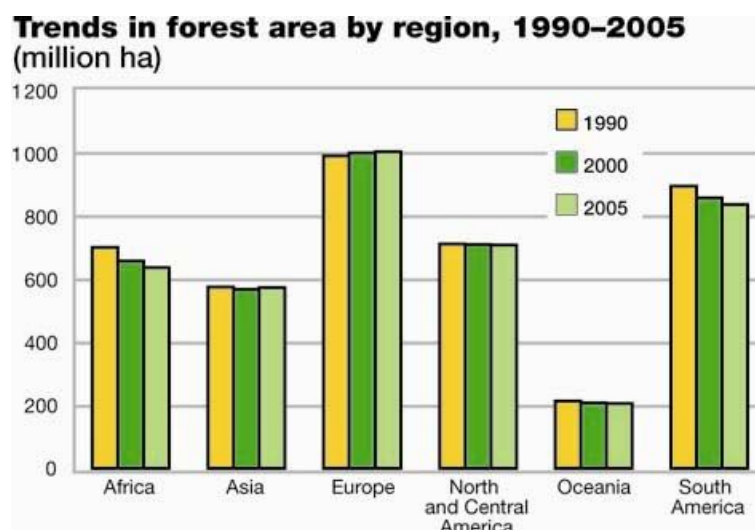


図 1990 年から 2005 年にかけての地域ごとの森林面積の変化（単位：100 万 ha）

（FAO 世界森林資源アセスメント（Global Forest Resources Assessment 2005）より抜粋）

生物多様性に関する国際的プログラムについて

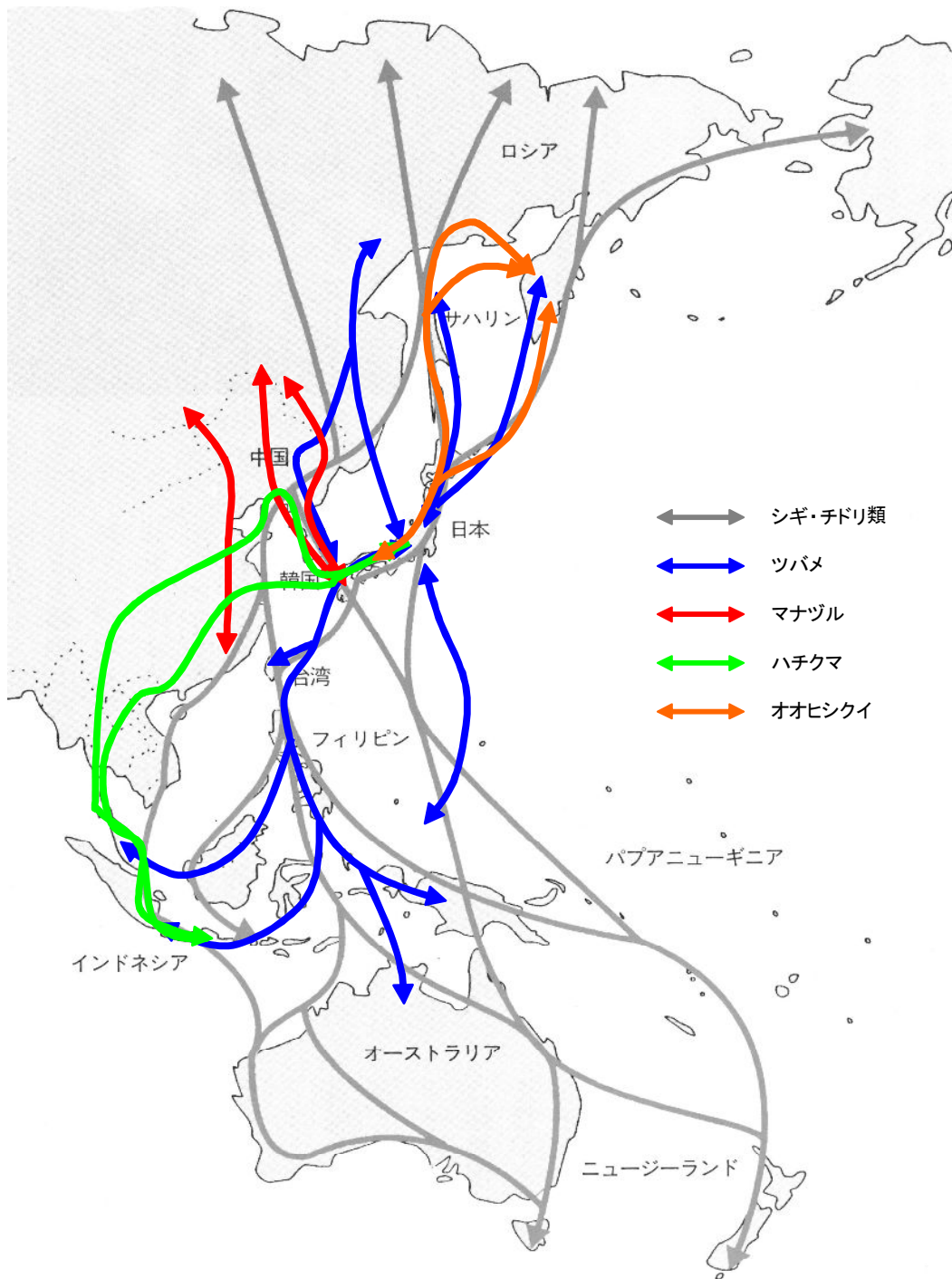


* : 生物多様性条約 (CBD) に基づくプログラム

* * : GTI の目標のひとつとして分類学情報へのアクセスの改善が含まれている。

地球規模で移動する野生動物の例

鳥類の渡り



東アジア・オーストラリアにおける鳥類の渡りルート

WWF ジャパン 「'95 東アジア渡り鳥ルートツアー報告書」 1995

小田英智 構成「ツバメ観察事典」 1997 & 菅原高二 「ツバメのくらし」 2005

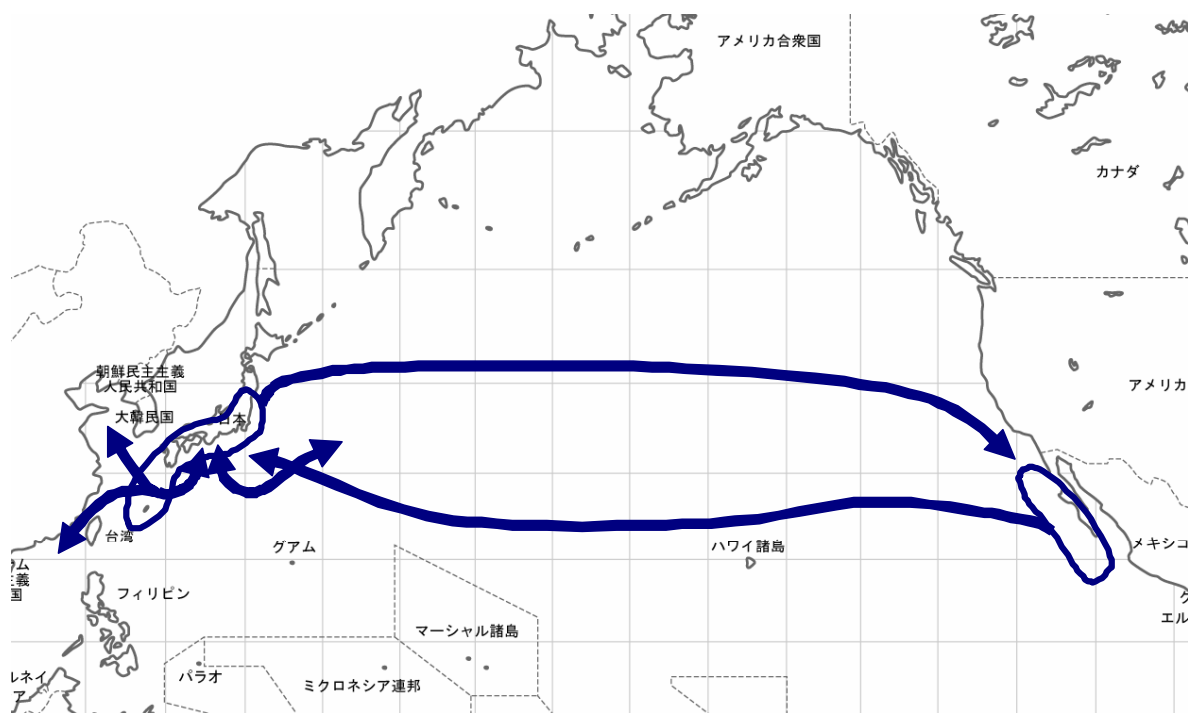
日本野鳥の会ホームページ (<http://www.wbsj.org/index.html>)

樋口広芳 「鳥たちの旅」 2005

水の公園福島潟ホームページ (<http://www.pavc.ne.jp/~hishikui/index.html>)

「霞ヶ浦のヒシクイ-オオヒシクイの生態-」(江戸崎町・桜川村・美浦村) より作成

アカウミガメ (*Caretta caretta*) の回遊

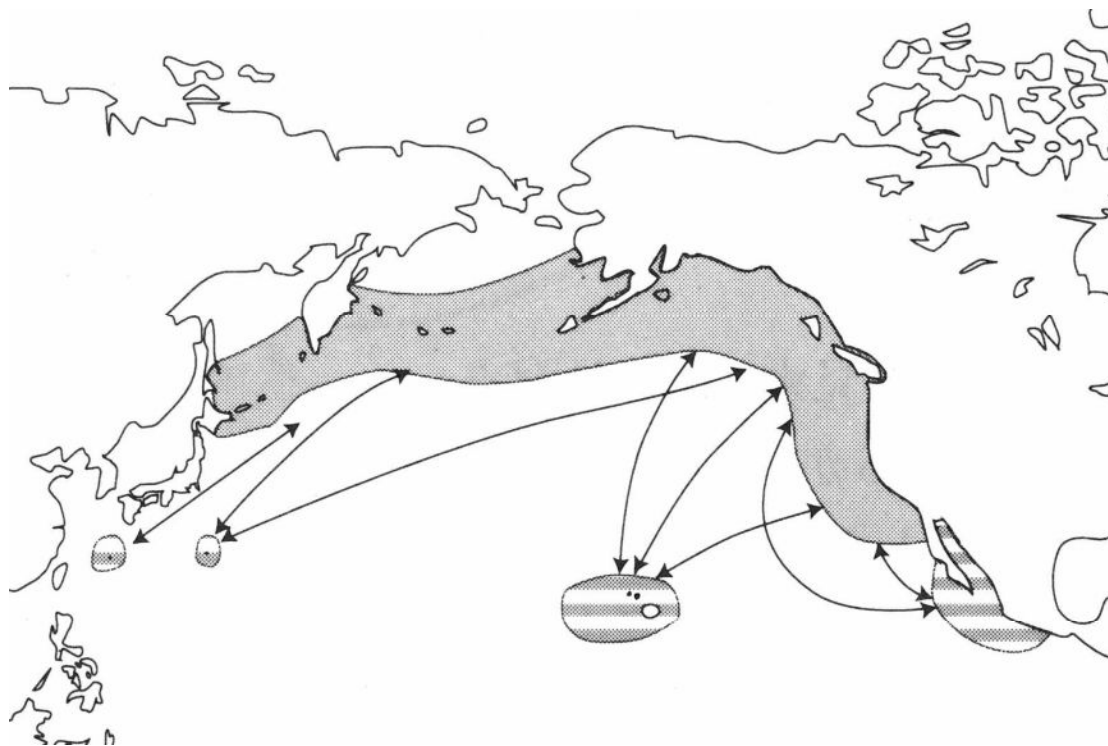


日本のアカウミガメの回遊推定図

(Bowen et al, 1995; Resendiz, 1998; Iwamoto et al., 1985; 亀崎他, 1997 などより作図)

- Bowen, B.W., F. A. Abreu-Grobois, G. H. Balazs, N. Kamezaki, C. J. Limpus and R. J. Ferl (1995) Trans-Pacific migrations of the loggerhead turtle (*Caretta caretta*) demonstrated with mitochondrial DNA markers. *Proceeding of the National Academy of Sciences of the United States of America* 92: 3731-3734.
- Iwamoto, T., M. Ishii, Y. Nakashima, H. Takeshita and A. Itoh (1985) Nesting cycle and migrations of the loggerhead sea turtle in Miyazaki, Japan. *Japanese Journal of Ecology* 35: 505-511.
- 亀崎直樹、宮脇逸朗、菅沼弘之、大牟田一美、後藤清、佐藤克文、松沢慶将、鮫島正道、石井正敏、岩本俊孝 (1997) 日本産アカウミガメ (*Caretta caretta*) の産卵後の回遊. *野生生物保護* 3(1):29-39
- Kamezaki N., T. Matsuzawa, O. Abe, H. Asakawa, T. Fuji, K. Goto, S. Hagino, M. Hayami, M. Ishii, T. Iwamoto, T. Kamata, H. Kato, J. Kodama, Y. Kondo, I. Miyazaki, K. Mizobuchi, Y. Nakamura, Y. Nakashima, H. Naruse, K. Omura, M. Samejima, H. Suganuma, H. Takeshima, T. Tanaka, T. Tojo, M. Uematsu, A. Yamamoto, T. Yamamoto and I. Wakabayashi. (2003) Loggerhead Turtle Nesting in Japan. "Loggerhead Sea Turtles" eds. by A. Bolten and B. Witherington, Smithsonian Book, Washington, p. 210-217

ザトウクジラ (*Megaptera novaeangliae*) の回遊



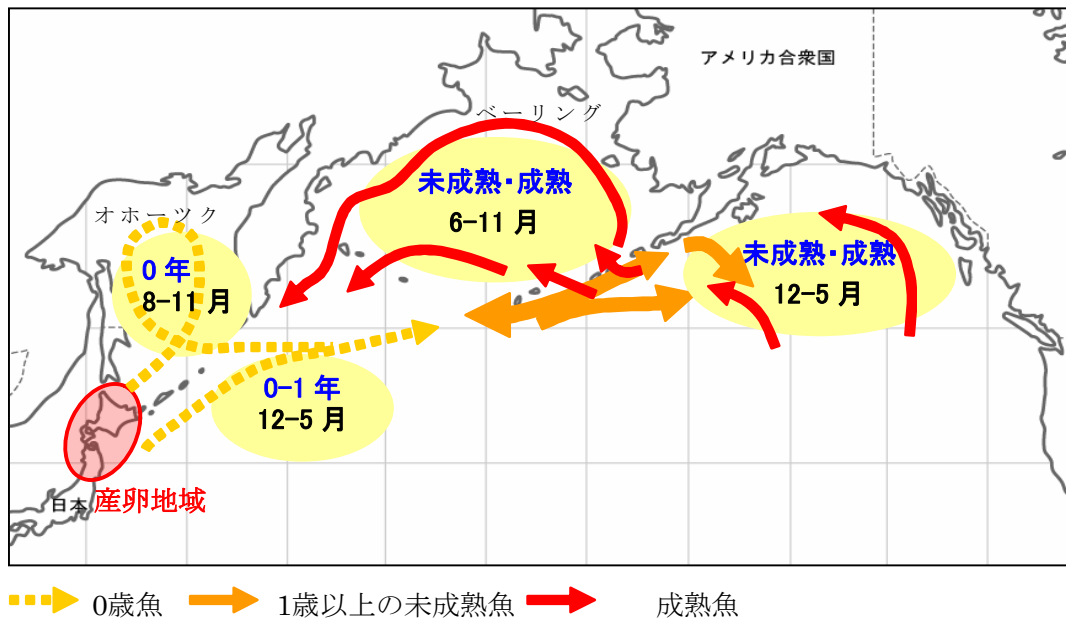
- 夏の餌場
- 冬の繁殖場
- ←→ 移動が確認されている往復路

移動が確認されている往復路

(財団法人東京都海洋環境保全協会小笠原海洋センター, 2000 を改変)

財団法人東京都海洋環境保全協会小笠原海洋センター (2000) 事典「くじらの尾ビレ」小笠原・沖縄 加藤秀弘監修 139pp

サケ（シロザケ） 日本系（*Oncorhynchus keta*）の回遊



サケの回遊経路の想定図（白旗,1983 年、浦和 2000 などより改変）

ウナギ（*Anguilla japonica*）の回遊（推定図）



ニホンウナギの推定産卵場（▲印）と回遊経路。
沿岸域の黒く塗った部分はニホンウナギの分布域。
（塚本勝巳, 2003より）

白旗総一郎 (1983) 北海道におけるシロザケの資源培養, 最新版つくる漁業, p.585-600, 資源協会, 東京
浦和茂彦(2000) 日本系サケの回遊経路と今後の研究課題. さけ・ます資源管理センターニュース5, 3-9.
塚本勝巳 (2003) ウナギ大回遊のなぞ. 第1回水産総合研究センター研究成果発表会特別講演

食料・木材の輸入について

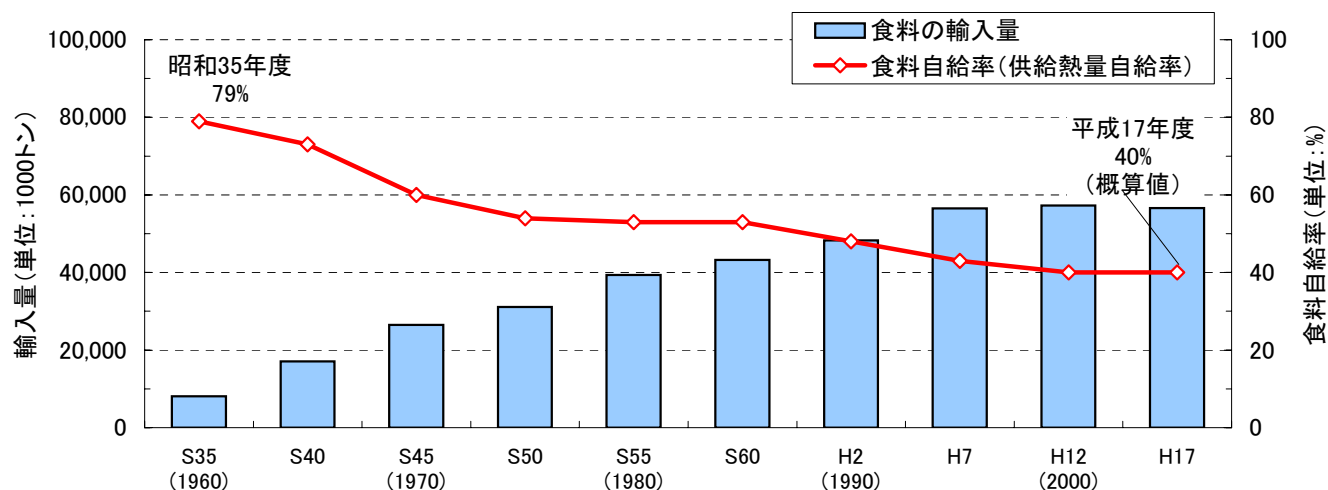


図 食料の輸入量の推移

出典：食料需給表（農林水産省）より作成

注：食糧の輸入量は食糧需給表の各品目を重量ベースで合計したもの。

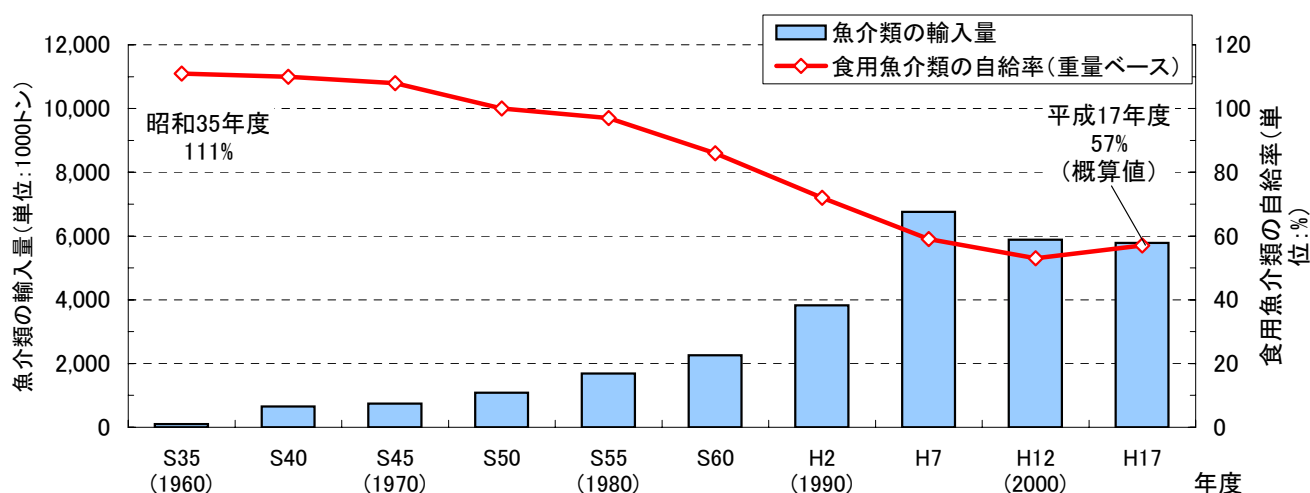


図 魚介類の輸入量の推移

出典：食料需給表（農林水産省）より作成

注：魚介類の輸入量は飼料用と食用を重量ベースで合計したもの。

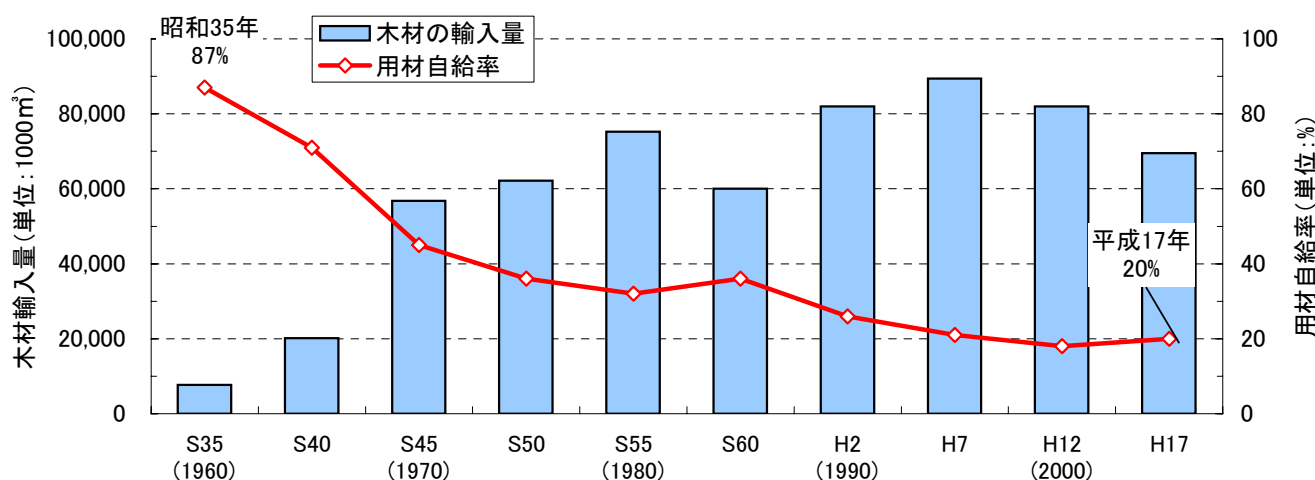


図 木材の輸入量の推移

出典：木材需給表（農林水産省）より作成

注：木材の輸入量は用材と薪炭材の輸入量の合計。用材の輸入量は丸太と木材製品（丸太材積に換算）の輸入量の合計。

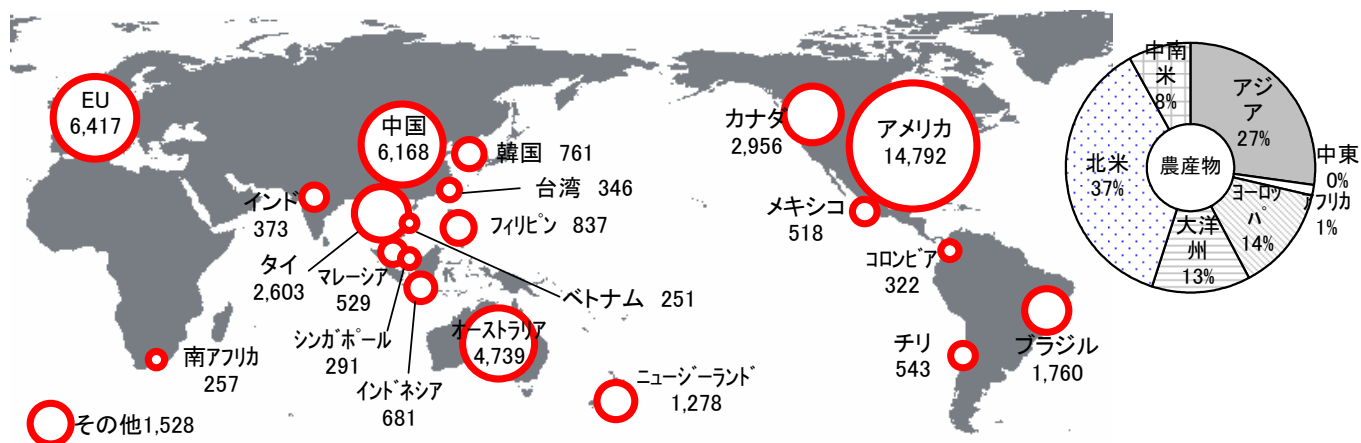


図 農産物の国別・地域別輸入金額 (平成17年)

出典：農林水産物輸出入概況 (農林水産省) より作成

(単位：億円)

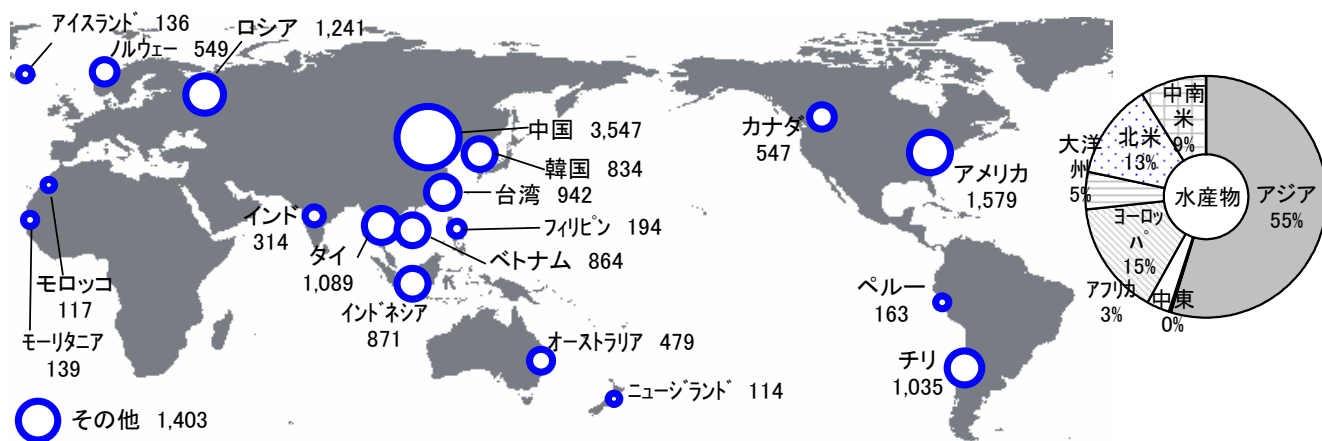


図 水産物の国別・地域別輸入金額 (平成17年)

出典：農林水産物輸出入概況 (農林水産省) より作成

(単位：億円)

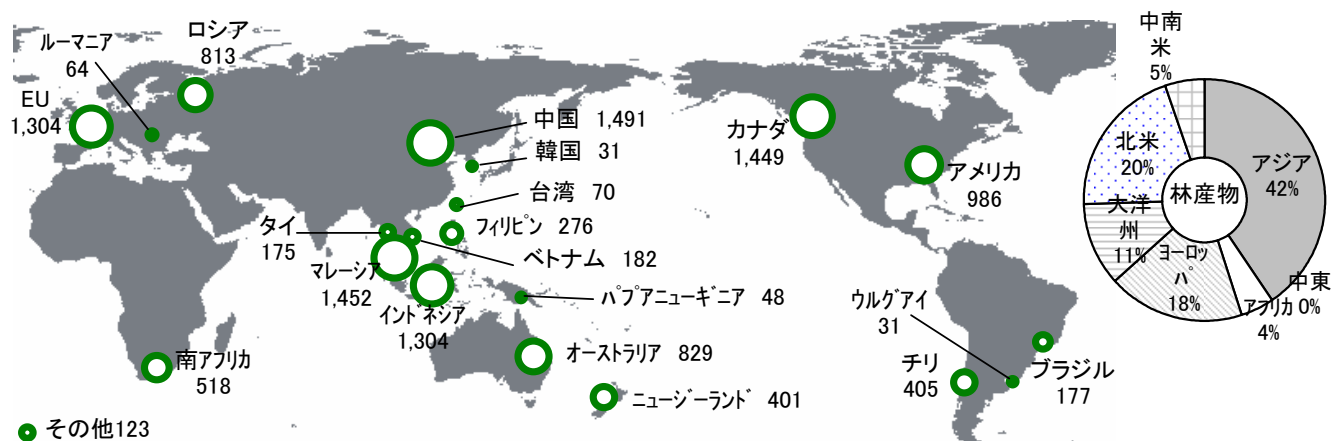
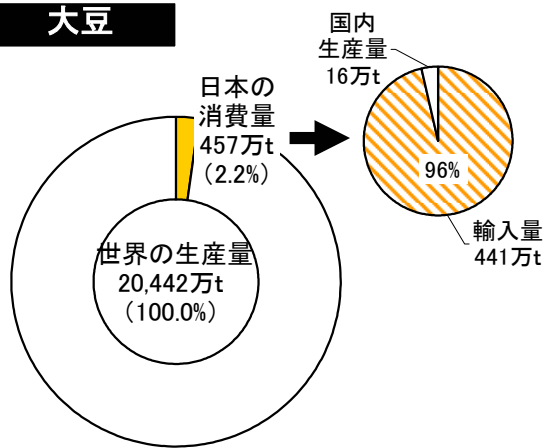


図 林産物の国別・地域別輸入金額 (平成17年)

出典：農林水産物輸出入概況 (農林水産省) より作成

(単位：億円)

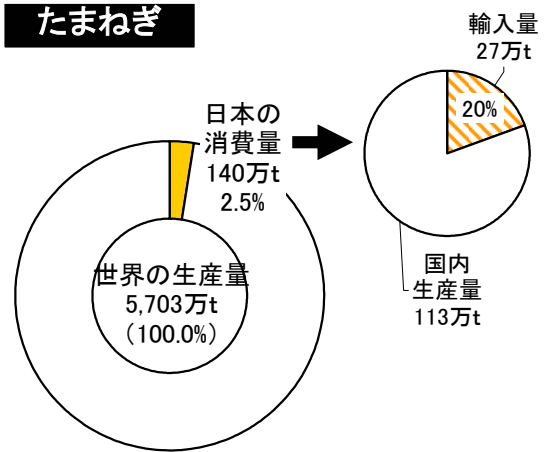
大豆



わが国の主な輸入先(単位:1000t)

順位	国名	数量	割合
1	アメリカ合衆国	3,178,241	72%
2	ブラジル	778,523	18%
3	カナダ	259,466	6%
4	中華人民共和国	187,097	4%
	その他	4,095	0%

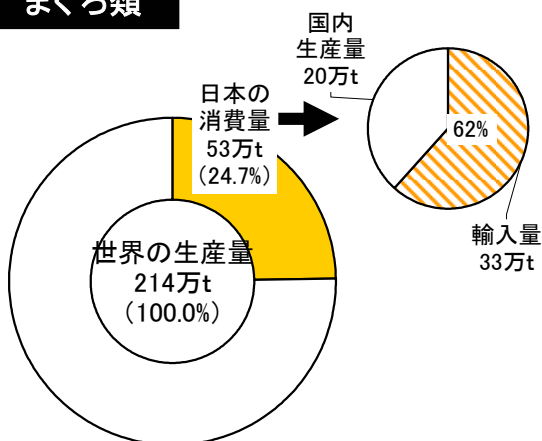
たまねぎ



わが国の主な輸入先(単位:t)

順位	国名	数量	割合
1	中華人民共和国	170,431	62%
2	アメリカ合衆国	61,541	22%
3	ニュージーランド	27,582	10%
4	タイ	8,400	3%
5	オーストラリア	3,182	1%
	その他	2,879	1%

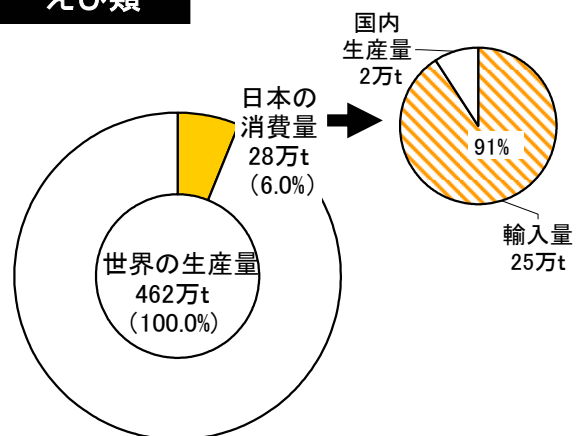
まぐろ類



わが国の主な輸入先(単位:t)

順位	国名	数量	割合
1	台湾	135,988	42%
2	大韓民国	51,812	16%
3	中華人民共和国	19,523	6%
4	インドネシア	18,410	6%
5	フィリピン	12,885	4%
	その他	87,503	27%

えび類



わが国の主な輸入先(単位:t)

順位	国名	数量	割合
1	ベトナム	55,516	22%
2	インドネシア	48,807	19%
3	インド	31,929	13%
4	中華人民共和国	22,962	9%
5	タイ	17,209	7%
	その他	75,062	30%

図 いくつかの農水産物の世界の生産量に占めるわが国の消費量と輸入量(平成16年)

出典:FAOSTAT(FAO)、海面漁業生産統計調査(農林水産省)、貿易統計(財務省)などから作成

注:「国内生産量」は輸出量を差し引いたもの。「消費量」は輸入量と国内生産量を合わせたもの。

生物多様性の保全に資する認証制度について

< 認証制度の概要 >

- ・認証制度とは持続可能な資源利用による製品等の好適な製品を消費者が区別できるようにする制度。それにより選択的な購買を促し、好適な経営を行う団体・個人を支援できる。
- ・好適な利用が行われている**生産単位(森林・漁場・組織等)**とそこから生産・流通した**製品**を認証。
- ・認証は独立した第三者機関が一定の基準を用いて行う。

認証の種類

生産単位への認証

- ・生産の場(森林や漁場等)や経営体(会社・組合等)等を認証。
- ・団体毎の認証基準に基づき認証。

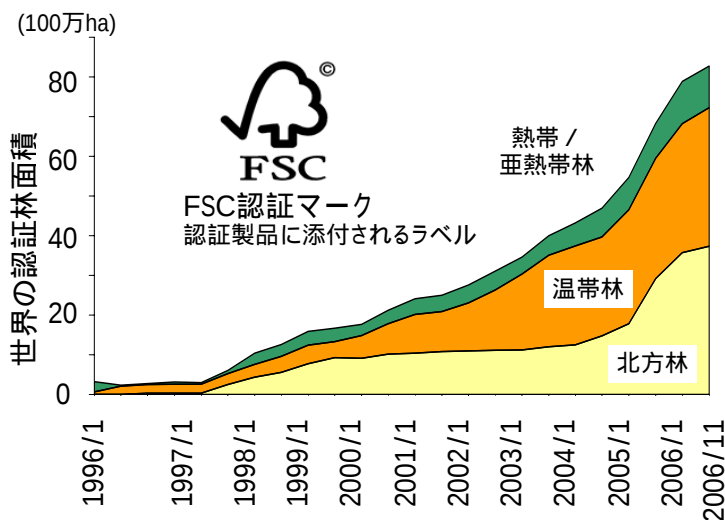
製品への認証(COC認証)

- ・消費者等へ渡る製品への認証。
- ・生産・流通・加工の各段階で未認証の生産物が混入していないことを審査。
- ・認証製品にはラベル等を添付

世界の主な森林認証制度の概要

主な団体	FSC (Forest Stewardship Council)	PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes)
設立の背景	・世界自然保護基金(WWF)を中心として発足(1993年)。	・ヨーロッパ11カ国の認証組織 "Pan European Forest Certification" (1999年設立)を母体に2003年に設立。
認証方法	・ 10の原則と56の規準 に基づき認証。 ・各地の独立した認証機関が地域別規準等を設定	・ 各国独自の認証制度を認証する仕組み 。 ・各国の31の認証規格が加盟。そのうち18の認証
認証林状況	・約8,273万ha(国内25カ所、28万ha) アメリカ、ドイツ、中国、南アフリカなど 全世界72カ国。	・約1億9,100万ha(国内0ha) ドイツ、フランスなど欧州15カ国他、 ブラジル、チリ、オーストラリアなどの計20カ国。
COC認証数	5,196件(国内381件)	2,851件(国内19件)
認証製品の事例: 各種用材、用紙、印刷物、木工品、家具など		

・各団体及び林野庁ホームページより作成。各団体の認証数は2006年10月現在。



FSC認証林面積の経年変化

出典) FSCホームページ

FSC森林認証における10の原則

1. (国内外の)法律とFSCの原則の遵守
2. (森林の)保有権、使用権及び責務(の明示)
3. 先住民の権利(の保護)
4. 地域社会との関係と労働者の権利(の保護)
5. 森林のもたらす便益(の持続的な利用)
6. 環境への影響
7. (データに基づく持続的)管理計画(の実施)
8. (社会と環境に与える影響の)モニタリングと評価
9. 保護価値の高い森林の保存
10. (自然林等へ悪影響を及ぼさない)植林

FSC日本推進会議設立準備局ホームページ記述を元に()を補足
下線は特に生物多様性と関わりのあると考えられる原則

水産物の認証制度について

●MSC認証

自然保護団体と大手食品関連会社が1997年に設立した

非営利団体MSC(Marine Stewardship Council:海洋管理協議会)が認証する漁業と水産物の認証制度。

I. 漁業の認証 :以下の基本原則を守った漁業者の漁業を認定。

<基本原則>

1. 過剰な漁獲を行わず、資源を枯渇させないこと。
資源が枯渇している場合は、回復できる場合のみ漁業を行うこと。
2. 漁場となる海の生態系やその多様性、生産力を維持できる形で漁業を行うこと。
3. 国際的、または国内、地域的なルールに則した漁業を行うこと。
また、持続的な資源利用ができる制度や社会的な体制をつくること。

<近年の状況>

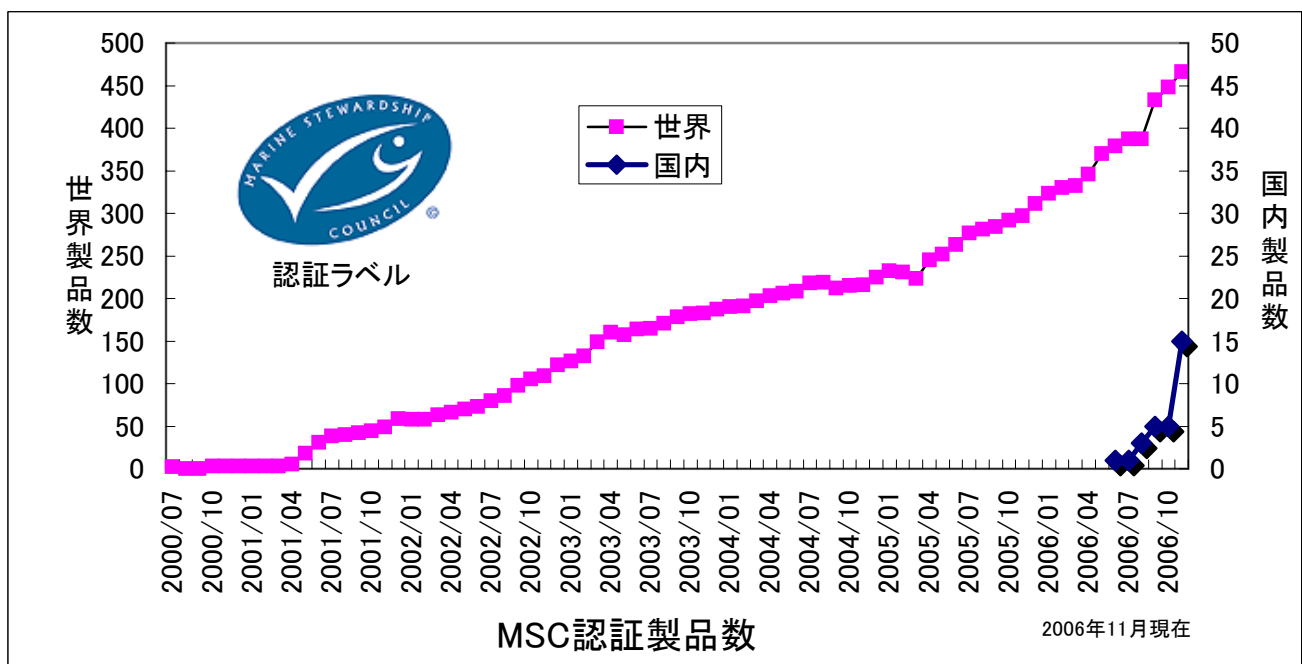
世界で21の漁業が認証取得。さらに18の漁業が認証審査中。(2006年10月現在)

アジア初の事例として京都の底曳網漁(ズワイガニとアカガレイ)を審査中。(2006年2月審査開始)

II. 水産物の生産・流通・加工過程の管理(COC)認証

MSC認証で漁獲された魚を他の魚と区別して、確実に消費者の元へ届けるための流通・加工過程の認証。

流通経路上の加工業者等がCoC(Chain of Custody:流通・加工管理)認証を受けることによって、MSC認証ラベル付きの製品を販売することができる。



出典) WWFジャパン資料

<国内の状況>

- ・2006年6月国内初のMSC認証製品(アラスカ産天然キングサーモン)1品目の取り扱い開始。
以後、8、9月に追加認証。
- ・2006年11月、大手スーパーにより10品目(海外産塩たら、たらこ、辛子明太子など)販売開始。
現在合計15品目。

自然環境保全分野の国際協力の現状

自然環境保全分野における国際的課題	課題に関連する国際的枠組み	課題への国際的な取組（国際協力）の現状	
		環境省自然環境局の取組	JICA事業
生物多様性保全、全般	●生物多様性条約 ●カルタヘナ議定書	⇒ GEF(地球環境ファシリティ) CEPF(クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金) 生物多様性情報システム整備 バイオセーフティクリアリングハウス(J-BCH)整備 国際会議等参加	★インドネシア・チビノン生物多様性保全活動強化のための施設維持管理及び標本開発 ★ボルネオ生物多様性・生態系保全 JICA集団研修「生物多様性情報システム」
希少種保護	●ワシントン条約	⇒ ★日中トキ保護協力事業 ★UNESCAP北東アジア準地域環境協力プログラム(NEASPEC) 自然環境保全プロジェクト(大型ネコ科動物及び重要な渡り鳥保全) 国際会議等参加	
渡り鳥、湿地保全	●ラムサール条約 ●二国間渡り鳥等保護条約・協定(日米、日ロ、日豪、日中) ●日韓環境協力保護協定 ★東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ	⇒ ★東南アジア湿地管理促進事業 ★日米アホウドリ共同調査 ★日中ズグロカモメ共同調査 ★フライウェイ重要生息地ネットワーク 国際湿地保全連合分担金 国際会議等参加	★モンゴル・湿原生態系保全と持続的利用のための集水域管理 メキシコ・ユカタン半島湿原保全 ★インドネシア・マングローブ情報センター計画 JICA集団研修「湿地の生態系・生物多様性の保全とその修復・再生及び賢明な利用」 JICA地域別研修「南東欧湿地保全」
世界遺産地域、保護地域	●世界遺産条約	⇒ IUCN拠出金(東アジア保護地域行動計画) 国際会議等参加	★インドネシア・グヌン・ハリムン・サラク国立公園管理計画 ★インドネシア・国立公園等管理 JICA集団研修「自然保護管理」
サンゴ礁保全	国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)	⇒ ★東アジア海域地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク推進事業 パラオ共和国と共同でICRI事務局を担当(H17～H19) 国際会議等参加	パラオ国際サンゴ礁センター強化 ★インドネシア・北スラウェシ地域サンゴ礁管理計画調査 JICA集団研修「サンゴ礁保全」

凡例 ●：国際条約・協定 ★：アジア地域が対象

(事例)インドネシアにおける協力プロジェクト

インドネシア生物多様性保全プロジェクト

(フェーズ1)1995～1998

- ・調査研究等の基盤として、主に無償資金協力による施設整備を実施

(フェーズ2)1998～2003

- ・施設を活用した研究の推進、生物多様性データベース作成、情報処理システム開発、国立公園の保管理計画の策定、エコツーリズム、希少種保護、環境教育の支援等を推進

グヌン・ハリムン・サラク国立公園管理計画プロジェクト(2004年から5ヶ年計画)

- ・上記技術協力プロジェクト及び無償資金協力により得られた公園管理手法や生物多様性保全の技術をさらに充実。
- ・グヌン・ハリムン・サラク国立公園をモデルとして公園管理手法を確立させ、他の国立公園にも普及。

チビノン生物多様性保全活動強化のための施設維持管理及び標本開発プロジェクト(2007年から2ヶ年計画)

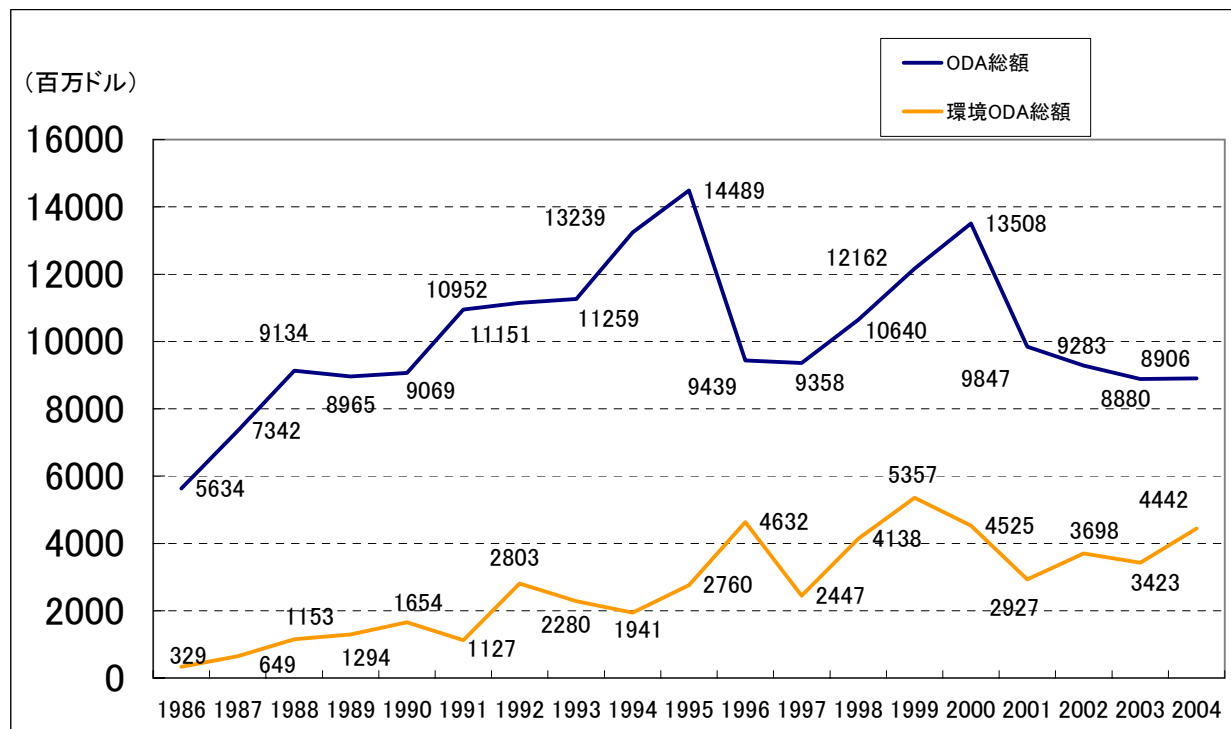
- ・インドネシアのボゴールにある植物標本等を保管している標本庫の適切な管理に協力。

生物多様性分野における海外技術協力プロジェクト概要（過去5年間：JICA資料を基に作成）

数字：プロジェクト数	生物多様性 政策・計画	湿地保全 渡り鳥保護	世界遺産 保護地域	海域 サンゴ礁	環境教育 その他
アジア 8	インドネシア (生物多様性保全計 画)	モンゴル (湿原生態系保全)	インドネシア・グヌンハリムサ ラク (国立公園管理計画)	インドネシア (マングローブ情報)	中国 (林業生態研修)
	インドネシア・チビナン (標本開発・施設管 理)			パラオ (サンゴ礁保全)	
	マレーシア・ホルネオ (生物多様性・生態系 保全)				
中南米 5		メキシコ・ユカタン半島 (沿岸湿地保全)	アルゼンチン・イグアス (自然環境保全)	エクアドル・ガラパゴス 諸島 (海洋環境保全)	ブラジル・東部アマゾン (森林・環境教育)
			パナマ・アスウェロ半島 (森林保護区)		
アフリカ 2				セネガル・サムールデルタ (マングローブ管理)	ケニア (野生生物保全教育)
中東・欧州 2			サウジアラビア (ビャクシン林保護)	オマーン (マングローブ林再生・保 全)	
17	3	2	4	5	3

※網掛けは施設の建設を伴うプロジェクト

日本のODAと環境ODAの実績



注：環境ODAには、自然環境、森林保全、公害対策、居住環境、防災、環境行政、海洋汚染、温暖化を含む。

民間団体や企業による国際協力について

1. 自然環境保全に関わる活動に対する主な助成団体等

- (財) 長尾自然保護環境財団
- (財) 自然保護助成基金
- (財) 緑の地球防衛基金
- (財) イオン環境財団
- 公益信託経団連自然保護基金
- 公益信託四方記念地球環境保全研究助成基金
- 地球環境基金（環境再生保全機構）

2. 日本経団連自然保護基金の支援の概要（過去 11 年間（1992 年～2003 年）の実績）

- ◆ 累計 1,515 百万円、のべ 486 事業
- ◆ アジア 64%、太平洋 8%、南米 5%、アフリカ 4%、ロシア 3%、広域・その他 8%、国内 8%
- ◆ 2006 年度実績：63 件
- ◆ 支援プロジェクトの例
 - マサイマラ国立保護区における生物多様性確保のための環境保全プロジェクト（マラ・コンサーバンシー／ケニア）
 - インドネシア・東カリマンタン州のオランウータン保護調査プロジェクト（日本・インドネシア・オランウータン保護調査委員会）

3. 民間団体（NPO 等）が実施している国際協力の例

- ◆ 財団法人オイスカ
 - フィリピンにおいて、牛の過放牧などによりはげ山となっていた水源地への植林を地元の水源管理組合との共同プロジェクトとして実施。
- ◆ 日本国際ボランティアセンター
 - ベトナムにおいて、自然資源をコミュニティの共有物として住民が伝統的な知恵を活かしながら持続的に管理・利用していく住民参加型自然資源管理を支援。

4. 企業が実施している国際協力の例

- ◆ 東京海上日動火災保険株式会社
 - 東南アジア 5 カ国において、NGO 等とのパートナーシップのもと 3,444ha のマングローブの植林を実施。現在もフィジーを加えた 6 カ国にて継続。
- ◆ リコー株式会社
 - フィリピンにおける熱帯雨林の回復などの森林生態系保全プロジェクトを、環境 NPO や地域住民とのパートナーシップを重視して実施。

国際的枠組みの概要

生物多様性条約(CBD)

正式名称：生物の多様性に関する条約

採 択：1992 年5 月、（条約発効・国内発効は1993 年12 月）

締約国数：189カ国

内 容：

- ・ ラムサール条約、ワシントン条約などの特定の地域・種の保全の取組だけでは生物多様性の保全は図ることができないとの認識から、新たな包括的枠組みとして提案。
- ・ 生物の多様性を生態系、生物種、種内（個体群、遺伝子）の3つのレベルで保全することとし、国家戦略の策定、重要な地域・種の選定及びモニタリング、生息地内での保全、生息地外での保全、環境影響評価、遺伝資源の利用による利益の分配、多様性保全のための技術移転、資金の供与のメカニズム、バイオテクノロジーの安全性等について規定。

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書

採 択：2000年1月、2003 年9 月発効（国内発効は2004 年2 月）

締約国数：114カ国

内 容：

- ・ 生物多様性条約第19条3に基づき、生きている改変された生物（Living Modified Organisms;以下 LMOと略）の国境を越える移動に先立ち、輸入国がLMOによる生物多様性の保全及び持続可能な利用への影響を評価し、輸入の可否を決定するための手続きなど、国際的な枠組みを規定。

ワシントン条約 (CITES)

正式名称：絶滅のおそれのある野生動植物の種の取引に関する条約

採 択：1973 年3 月、1975 年7 月発効（国内発効は1980 年11 月）

締約国数：169カ国

内 容：

- ・ 野生動植物の国際取引の規制を輸入国と輸出国が協力して実施することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保護を図ることが目的。
- ・ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により、国際希少野生動植物種（ワシントン条約附属書Ⅰの動植物、米、豪、露との渡り鳥等保護条約・協定通報種）等を対象として国内における譲渡等を規制。

ラムサール条約

正式名称：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

採 択：1971 年2 月、1975 年12 月発効（国内発効は1980 年10 月）

締約国数：153カ国

内 容：

- ・ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進すること、湿地の適正な利用を進めることが目的。
- ・ 我が国では現在、33カ所の湿地が登録。また、従来は水鳥の生息地を主な対象としてきたが、2005年の登録に際してはわが国を代表する多様なタイプの湿地を登録するとの方針のもと、マングローブ林、サンゴ礁、地下水系、さらには水田を含む沼地、アカウミガメの産卵地などの湿地を条約湿地に登録。このような我が国の取組に対する条約事務局及び他の締約国からの評価は高い。

二国間渡り鳥保護条約、協定等

名称・採択：

- ① 日米渡り鳥等保護条約 採択：1972 年3 月 発効：1974 年9 月
- ② 日豪渡り鳥等保護協定 採択：1974 年2 月 発効：1981 年4 月
- ③ 日中渡り鳥等保護協定 採択：1981 年3 月 発効：1981 年6 月
- ④ 日ロ渡り鳥等保護条約 採択：1973 年10 月 発効：1988 年12 月

内容：

- ・ 渡り鳥の捕獲等の規制、絶滅のおそれのある鳥類の保護（日中をのぞく）及びそれらの鳥類の生息環境の保護等を目的。定期会合、共同調査等を実施。
- ・ 韓国との間でも、日韓環境保護協力協定に基づき、1996 年から渡り鳥保護協力プロジェクトを開始し、定期会合、共同調査等を実施。

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ

内容：

- ・ 本パートナーシップの前身である「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」（1996-2006）は、1996 年に日豪政府及び国際湿地保全連合の主導により策定され、シギ・チドリ類、ツル類、ガンカモ類の3 種群の渡り鳥の生息地の国際的なネットワークが構築され、参加湿地の情報交換や研修等活発な活動を展開。
- ・ 同戦略の終了に当たり、当該地域の渡り性水鳥及びその生息地の保全にかかる国際協力のさらなる強化を図るため、日豪政府の主導により新たな枠組みを構築。
- ・ 本パートナーシップは、東アジア・オーストラリア地域において、渡り鳥の保全に関わる様々な主体の国際的な連携・協力のための枠組みを提供することにより、鳥類の重要生息地の国際的なネットワークを構築するとともに、その普及啓発及び保全活動を促進。

世界遺産条約

正式名称：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

採 択：1972 年11 月16 日（国内発効は1992 年9 月）

締約国数：183カ国

内 容：

- ・ 世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産の一覧表を作成し、締約国の拠出金から成る世界遺産基金により、各国が行う保護対策を援助することが目的。
- ・ 我が国では自然遺産として「白神山地」「屋久島」「知床」、文化遺産として「法隆寺」「姫路城」などが登録。

国際サンゴ礁イニシアティブ

内容：

- ・ 日米コモンアジェンダの一部として取り上げられたことを契機に、豪州等の協力を得て1995 年に開始された、サンゴ礁保全のための国際的取組みの促進を目的とする枠組み。
- ・ 我が国は米国とともに中心的役割を担っており、特にアジア地域のサンゴ礁保全のための取組みを重点的に推進。2000 年5 月、東アジア海地域におけるサンゴ礁モニタリングネットワークの拠点として、沖縄県石垣市に「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター」を開設。また、2001 年、太平洋地域におけるモニタリングネットワークの拠点としてJICA の無償資金協力により、パラオに「国際サンゴ礁センター」を建設。
- ・ 日本政府は、パラオ共和国政府とともに、2005年7月から2年間、ICRIの事務局を担当。

課題と方向性

①わが国の生物多様性の総合的な把握

課 題	方 向 性
わが国における生物多様性の状況や「2010年目標」への対応状況等を総合的に把握し、わかりやすく示すこと。	わが国の生物多様性の状況やその保全のための取組状況をわかりやすく示すことについては、環境基本計画に盛り込んだ指標等も踏まえつつ、広報のあり方も含めてより効果的な手法をさらに検討。 MAやGBO2も参考に、社会経済的な要素も含めたわが国の生物多様性を総合的に把握することについて、具体的手法も含め検討。

②地球規模の生物多様性保全の視点

課 題	方 向 性
わが国の国民生活が地球規模の生物多様性に支えられていることやわが国に生息する鳥類・魚類等の中には地球規模で移動する種もあること等も踏まえ、地球規模の視点での取組を一層推進すること。	○地球規模の生物多様性のモニタリングについて、国内外の専門家とのネットワークや官民の連携等の強化により、わが国としての貢献を強化。 ○日常の暮らしが地球規模の生物多様性に依存していることに対する関心を高めること、農林水産施策とも連携して地域の自然資源の一層の有効活用や持続可能な生産活動に係る認証制度の普及を進めること等について、国、地方さらには民間企業等の協力による総合的な取組として推進。 ○国境を越えて移動する動物の生息環境の保全や生物多様性が豊かな地域の保全について、特にアジア太平洋地域におけるネットワーク化を通じた連携強化や人材育成等の国際協力を推進。

国土の生態系ネットワーク形成に向けて

生物多様性国家戦略懇談会

2006.12.4 武内和彦

1. グリーンベルトとパークシステム

- ・ ハワードの田園都市論
- ・ グリーンベルト論（1924年のアムステルダム都市計画会議）
- ・ オルムステッドのパークシステム
- ・ エリオットの広域パークシステム
- ・ 幻の東京緑地計画

2. グリーンウェイと生態系ネットワーク

- ・ 国立公園を結ぶネットワーク（イギリスとアメリカ）
- ・ 自然条件とグリーンウェイの骨格（トロント・バイオリージョン）
- ・ グリーンウェイがもたらす都市と農村の共生（ゴットマン）
- ・ グリーンウェイ論に基づく都市生態系の再生（シカゴ、ニューヨーク）
- ・ EUの広域生態系ネットワーク（国家を超えるネットワーク）

3. 国土計画と生態系ネットワークの形成

- ・ 21世紀の国土のランドデザイン：「国土規模での生態系ネットワーク、エコ・ネット・マップ」
- ・ 第三次環境基本計画：「国土レベル・地域レベルでの生態系ネットワークの形成」
- ・ 国土形成計画の中間報告：「生態系のネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）」
- ・ 2つの発展方向（アジアに開かれた国土、広域ブロック）
- ・ 生態系ネットワークの形成における参加と協働の重要性（新たな「公」？）

4. 国土生態系ネットワークの課題

- ・ 東アジアと太平洋を視野に入れた湿地・沿岸の自然再生
- ・ 国立公園・自然環境保全地域とそのネットワーク化
- ・ 拡大造林の見直しと再自然化（自然条件による再評価）
- ・ 農村生態系における健全さの回復（自然と文化、人々の暮らし、ランドスケープ）
- ・ 広域都市圏の生態系ネットワーク化（首都圏の自然環境インフラ）
- ・ 東京における緑の保全計画の試み

5. 超長期環境ビジョンとグリーンベルトの再評価？

- ・ 都市農村関係の見直しと広域田園都市論（ナポリ広域都市圏の試み）
- ・ 人口減少時代の地方都市と農村の一体的圏域整備
- ・ 逆都市化時代の郊外地再生と新たなグリーンベルト論
- ・ 2050年自然共生社会を誰が構想するのか？

ウミガメ類の保全と日本の立場

日本ウミガメ協議会会長・東京大学大学院客員助教授

亀崎 直樹

ウミガメ類7種はすべてその個体数の減少が著しいとされているが、太平洋のウミガメ類の保全において日本は極めて重要な位置にある。日本がその保全に大きく関係するウミガメはアカウミガメ *Caretta caretta*、アオウミガメ *Chelonia mydas*、タイマイ *Eretmochelys imbricata*、オサガメ *Dermochelys coriacea* の4種である。種別にその概説を行う。

アカウミガメ：インド-太平洋、大西洋、地中海に分布する。南日本は北太平洋でも唯一の産卵場であり、その海岸線は本種の保全生物学上極めて重要であることが認識されているが、砂浜の侵食などによりその適地は減少している。本種の幼体は日本の海岸線でふ化したのち、北太平洋海流によって広く北太平洋に分散される。一部はメキシコ沖に達し、相対的に高密度で生息する海域も発見されており、米国・メキシコによって漁業の制限などその保護活動が展開され始めた。メキシコ沖で生育したアカウミガメはハワイの北方海上を通過して再び日本に戻ってくる。このように北太平洋では広くアカウミガメが分布するが、そこでの漁業活動が本種の減少要因となっていることが指摘され、1992年流し網の操業は中断され、現在もマグロやカジキの延縄の規制がハワイ近海では検討されている。また、米国は延縄での混獲対策、特にその釣り針の改良や操業水深、操業海域の検討も実施し、一定の成果を収めている。日本近海に戻ってきたアカウミガメは日本の南部から東部にかけての海域で生育し成熟すると考えられている。成熟したアカウミガメは東シナ海の大陸棚に比較的定着して生活し、数年おきに南日本の沿岸に繁殖回遊をすると考えられているが、一部は東シナ海に入らず日本の南方、あるいは東方の太平洋を回遊するグループもいる。東シナ海以外にまれに南シナ海まで回遊する個体も存在し、これまで産卵した個体がフィリピンやベトナムで再捕獲されたこともある。今後、それらの海域で操業している中国、韓国、台湾、ベトナムなどと共同して保護する方策を展開すると同時に、日本沿岸での漁業による混獲問題を解決する必要がある。また、ウミガメの産卵地としての砂浜も適切な管理が望まれる。

アオウミガメ：インド-太平洋、大西洋、地中海に分布する。日本では小笠原諸島と屋久島以南の南西諸島で産卵するが、これらは熱帯の島嶼部に点在する本種の産卵場の北縁部にあたる。小笠原諸島では明治時代よりその保護対策が議論されて、生物学的な情報も蓄積されているが、南西諸島には慶良間諸島西部や西表島南部に相対的に産卵が集中する砂浜があるが、詳細な調査はまだ行われていない。本種の保全にとって、日本が今後注目すべきは、南日本の沿岸の浅海域である。本種は植物食性であり、浅海の藻類や海草を食べる。藻類は貧栄養である熱帯より温帯である日本本土の沿岸の方がより多く生産されており、日本沿岸は本種にとって重要な索餌海域であることがわかりつつある。これまでのデータから小笠原産のアオウミガメは日本本土沿岸に回遊することが知られているが、南西諸島やさらに南のフィリピンやインドネシアで生まれた本種が来遊してきている可能性もある。一方、日本沿岸では磯焼けと称する藻類の退行現象が各地で指摘されており、本種との関係が注目される。

タイマイ：インド-太平洋、大西洋に分布する。太平洋の産卵場は熱帯のサンゴ礁海域の島嶼を中心に分布し、ジャワ海などがよく知られている。西沙諸島、南沙諸島でも産卵するという不確実な情報があるが、調査は行われていない。日本では八重山諸島、宮古諸島、慶良間諸島、沖縄島など

で毎年数回の産卵が記録されるが、その個体数は数個体と考えられている。本種はサンゴ礁海域に特異的に生息する数種のカイメンを選択的に摂食することが知られており、必然的に本種の分布はサンゴ礁海域に限定される。南西諸島にはサンゴ礁が発達する海域があるが、それらの海域、特に八重山諸島海域は本種の重要な索餌海域であると考えられ、その観点からも健全なサンゴ礁の保全が望まれる。また、同時にサンゴ礁海域における漁業も、生育途中の本種を減少させていると考えられる。

オサガメ：インド-太平洋、大西洋に分布する。本種は餌であるクラゲやサルパを摂餌しながら、ウミガメ類の中では最も高緯度まで回遊する。太平洋の産卵場はマレー半島、ニューギニア島周辺、中米太平洋岸の3カ所であるが、マレー半島での産卵は激減し、年に数回しか記録されない。また、中米でも減少傾向が続いており、ウミガメの中でも最も絶滅の危険性が高い種と認識されている。日本では奄美大島での産卵が確認されている。本種の減少要因は、外洋において操業されるマグロ・カジキの延縄漁業であり、その混獲によって溺死することが世界的な問題になっている。本種は日本沿岸にも来遊し、毎年、混獲や死体の漂着が報告される。



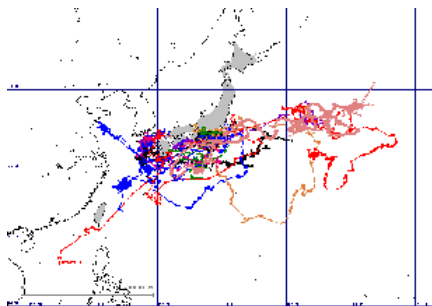
産卵中のアカウミガメ（四国）



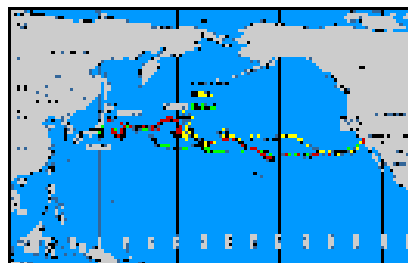
摂食するアオウミガメ（沖縄）



摂食するタイマイ（モルジブ）

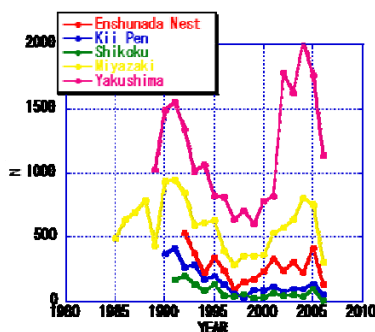


日本近海のアカウミガメの回遊

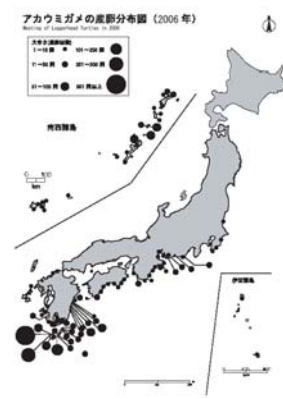


<http://www.hswri.org/>

アメリカから日本への回遊したアカウミガメ



日本のアカウミガメ産卵回数の変化



2006年のアカウミガメ産卵分布

生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会 第3回会合（発言概要）

平成18年11月2日 9:30～12:30

出席委員：石坂座長、岩槻委員、小野寺委員、中道委員、林委員、鷺谷委員

ゲストスピーカー：近畿中国四国農業研究センター 高橋氏、日本雁を保護する会 呉地氏

- ・里地里山における新しい価値をどう生み出すかが重要。地域による取組でもボランティアとして参加する場合でも楽しみという要素が必要ではないか。
- ・企業による生物多様性保全の取組も CSR という使命感を超えて社員の福利厚生や人事管理といった新しい形の関わりが考えられる。その際重要なのは企業と地域を結びつけるコーディネートターの存在。
- ・里地里山保全のためには環境直接支払いを国民の理解を得ながら進めていくことが必要。それにより農家が多様性に対するまなざしを持ち、生業を通して生物多様性保全を図ることができるのではないか。
- ・環境直接支払いでは、遵守事項をリストとして提示する方式などヨーロッパ各国での取組が参考になる。原始的な自然が少なく、農地での生物多様性が重要という点では日本と欧州は共通点があり、学ぶ面が多い。
- ・最初の国家戦略から10年の間にさまざまな取組が進んできた。しかし、それにもかかわらず危機的な状況が変わっていない。その背景には、ライフスタイルの変化がある。今後100年といった長期を見通したうえで国家戦略の見直し作業を行うことが必要。
- ・「自然再生」「里地里山」とも、「課題と方向性」も踏まえつつ、国土全体の視点、さらにはアジアや世界の視点も入れて常に議論していくべき。
- ・これまでの生物多様性保全は特定の種や重要地域を守ることだったが、「自然再生」「里地里山」はもっと大きな枠でとらえるべき。社会的要請を見極めつつ、異なる価値の調整の中で、例えば里地里山管理の水準なり目標を示すことが重要。その場合、生態系の理論をベースとしながら国土管理の合理性や効率性の視点での整理が必要。
- ・国土の2割を占める里山林について温暖化防止の観点で何をするのかという視点も必要。
- ・里地里山すべてを管理するために必要なマンパワーと実際に確保可能なマンパワーを示せば議論も深まるのではないか。
- ・里地里山も都市周辺と中山間では社会的自然的条件が違い、保全の手法も違う。一括せず、地域の条件に応じて整理すべき。
- ・生物多様性の保全のため農山漁村に何らかの形で人を配置することが必要という観点から、団塊の世代の人たちが関与できるしくみも必要。
- ・海についても沿岸域が重要。里地里山だけではなく、「里海」も追加してはどうか。
- ・本日紹介された事例は先導的なもの。ただし、まだ「点」に過ぎず、「面」としての日本の国土、里地里山に広げることが必要。里地里山でも生業が成り立たない地域では今後里地里山でなくなっていく可能性があり、それを生物多様性の観点からどうするか議論は必要。
- ・阿蘇ではボランティアに対する意識が変わり、今では地域にとってボランティアは欠かせない。こうした人々の意識の変化は、社会の価値の変化につながり、文化の多様性にも大きな影響を与える。小学校で自然再生などの環境学習を行うことは重要。